



中間見直し(案)

令和5年3月

静岡県

目次

第4章 施策の推進

P.1

第1 結婚や出産の希望がかなえられる社会の実現…………… 1

- 1 未来を担う若者の育成と支援…………… 1
 - (1) 勤労観・職業観の醸成…………… 2
 - (2) 学生・若者の就職支援…………… 3
 - (3) 結婚支援の推進…………… 4
- 2 子どもや母親の健康の保持・増進…………… 5
 - (1) 妊娠・出産期から子育て期までの母子への支援…………… 6
 - (2) 子育て支援における医療との連携…………… 7
 - (3) 食育の推進…………… 8

第2 安心して子どもを育てることのできる社会の実現…………… 9

- 1 子育てと仕事の両立支援…………… 9
 - (1) 企業における働き方の見直し…………… 10
 - (2) 男性の家事・育児参画の促進…………… 12
- 2 地域の子育て支援…………… 13
 - (1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成…………… 14
 - (2) 県民が望む数の子どもを生み育てやすい環境整備…………… 15
- 3 保育と放課後児童クラブの充実…………… 16
 - (1) 待機児童の解消を目指す施設整備の促進…………… 17
 - (2) 保育と放課後児童クラブの質の向上…………… 18
- 4 子どもの健やかな成長を支える教育の推進…………… 20
 - (1) 幼児教育の充実…………… 21
 - (2) 確かな学力の向上…………… 22
 - (3) 地域ぐるみの教育の推進…………… 24
- 5 安全と安心の社会の形成…………… 25
 - (1) 子どもの安全の確保…………… 26
 - (2) 子育てを支援する生活空間の整備…………… 29

第3 すべての子どもが大切にされる社会の実現…………… 31

- 1 配慮が必要な子どもへの支援…………… 31
 - (1) 児童虐待・DV防止対策の推進…………… 32
 - (2) 児童福祉施設・里親等で暮らす子どもへの支援…………… 34
 - (3) ひとり親家庭の自立の促進…………… 35
 - (4) 外国につながる子どもへの支援…………… 37
- 2 子どもの貧困対策の充実…………… 38
 - (1) 教育の支援…………… 39
 - (2) 生活の安定に資するための支援…………… 41
 - (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援…………… 44
 - (4) 経済的支援…………… 45
- 3 障害等のある子どもへの支援…………… 46
 - (1) 多様な障害や疾病に応じたきめ細かな支援…………… 47
 - (2) 特別支援教育の充実…………… 49

幼児期の教育・保育と放課後児童クラブの需給計画

P.51

- 1 幼児期の教育・保育の推進…………… 51
 - (1) 区域の設定…………… 51
 - (2) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策…………… 51
 - (3) 県の認可・認定に関する需給調整の考え方…………… 61
 - (4) 幼児期の教育・保育の一体的提供…………… 61
 - (5) 特定教育・保育と特定地域型保育の従事者数…………… 63
 - (6) 教育・保育情報の公表…………… 63
- 2 放課後児童対策の推進…………… 64
 - (1) 放課後児童クラブの量の見込みと確保方策…………… 64
 - (2) 放課後子供教室との一体型の推進…………… 65
 - (3) 放課後児童クラブの従事者数…………… 65

資料編

P.66

- 資料1 数値目標一覧…………… 66

第4章 施策の推進

第1 結婚や出産の希望がかなえられる社会の実現

1 未来を担う若者の育成と支援



STEP1

就学・就職
結婚

- (1) 勤労観・職業観の醸成
- (2) 学生・若者の就職支援
- (3) 結婚支援の推進

現状と課題

- ・子どもたちが社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくためには、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成する体系的なキャリア教育をより一層充実する必要があります。
- ・進学や就職の際に県外に転出し、そのまま定着してしまう若者が多いことから、静岡とのつながりを作り、県内の企業情報や本県の魅力を継続的に発信していく必要があります。
- ・若者の意識や行動形態の多様化に伴い、家庭を築くこと等への意識が希薄化し、また、**コロナ禍による出会いの機会減少等により**、結婚を希望しながらもその希望がかなわない人が存在していることから、結婚を望む人がその希望をかなえることができるよう支援する必要があります。

目的

- ・子どもの多様な勤労観・職業観を育み、様々な分野で才能を伸ばす実践的な学問としての実学を推進するとともに、キャリア教育の充実を図ります。
- ・若者が働くことや結婚、家庭を持つことについて様々な夢を描き、その夢をかなえることができるよう支援します。

成果指標

指標	基準値	目標値
「キャリア・パスポート」を活用して指導した学校の割合	—	100% (毎年度)
「しずおかジョブステーション」登録者の進路決定率	42.2% (H30年度)	42.2% (毎年度)
結婚支援施策に取り組む市町数	26市町 (H30年度)	全市町

1 未来を担う若者の育成と支援

(1) 勤労観・職業観の醸成

活動指標	基準値	目標値
インターンシップを実施した高等学校の割合	84.0% (H30 年度)	100% (毎年度)

ア キャリア教育の充実

(スポーツ・文化観光部 私立振興課／経済産業部 労働雇用政策課／教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

仕事を学ぶ環境づくりを推進するため、各学校において、将来の職業を意識した実学を奨励するとともに、学校・地域・企業等と連携したキャリア教育の充実を図ります。

さらに、ものづくりの楽しさや技能の大切さへの理解を促進し、ものづくり意識の醸成を進めます。

具体的な取組

- ・ 産業界と連携した現場体験を重視した学習の支援
- ・ 各小・中学校のキャリア教育担当者を対象としたキャリア教育等についての研修会の開催
- ・ 就職未内定の生徒が多い高等学校への就職支援教員の配置
- ・ 高校生就職コーディネーターによる新規求人開拓
- ・ 専門学科・総合学科の高校生の活動成果を広める「ふじのくに実学チャレンジフェスタ」の開催
- ・ インターンシップ等のキャリア教育を実施する私立高等学校の運営の支援
- ・ 特別支援学校における個別の教育支援計画に基づいた系統的な指導と産業現場等における実習や職場見学の実施
- ・ 特別支援学校高等部生徒の就職のために就労促進専門員を配置
- ・ 特別支援学校児童生徒のための就労に向けた ICT を取り入れた指導

1 未来を担う若者の育成と支援

(2) 学生・若者の就職支援

活動指標	基準値	目標値
静岡U・Iターン就職サポートセンター利用者の県内 企業内定者数（学生）	164人 (R3年度)	247人
静岡U・Iターン就職サポートセンター利用者の県内企 業内定者数（社会人）	91人 (R3年度)	90人 (毎年度)

ア 本県に就職し、活躍したいと思う若者の応援

(経済産業部 労働雇用政策課)

県内の大学・短期大学・専修学校・高等学校の新卒者等の県内への就職や、県外の大学生・専修学校生等のU・Iターン就職を支援し、本県で活躍したいと思う若者を応援します。

具体的な取組

- ・「しずおかジョブステーション（県内3か所）」や「静岡U・Iターン就職サポートセンター（首都圏1か所）」による個別の就職相談や県内企業の紹介、就職支援セミナーなどの実施
- ・県外大学との就職支援協定の締結
- ・学生とインターンシップを実施する県内企業を結びつける機会の提供
- ・県内の企業情報や本県の暮らしやすさ、地域の魅力などの情報発信
- ・学生と県内企業が交流する機会の提供

1 未来を担う若者の育成と支援

(3) 結婚支援の推進

活動指標	基準値	目標値
ふじのくに出会いサポートセンターにおける会員登録者数	—	2,250人
ふじのくに出会いサポートセンターにおける成婚件数	—	45件

ア 市町等と連携した結婚支援の推進

(健康福祉部 こども未来課)

結婚を望む男女が着実にその歩みを進め、家庭を築いていくことができるよう、市町や企業等と連携し、継続的、広域的に結婚を支援するための仕組みを構築します。

具体的な取組

- ・「ふじのくに出会いサポートセンター」において、ビッグデータを活用したマッチングシステムの運用や結婚相談、婚活イベントなどを実施
- ・県と全市町で構成する「ふじのくに結婚応援協議会」が主体となり、県全体で結婚支援体制を強化

第1 結婚や出産の希望がかなえられる社会の実現

2 子どもや母親の健康の保持・増進



STEP2

妊娠・出産

- (1) 妊娠・出産期から子育て期までの母子への支援
- (2) 子育て支援における医療との連携
- (3) 食育の推進

現状と課題

- ・核家族化や地域との関わりの希薄化等により、身近に支援者がいないまま妊娠・出産を迎える母親が多くなってきていることから、母子に対する支援が必要です。
- ・医療の進歩等により、早期発見・早期治療されれば回復が見込まれる疾病や予防できる疾病が増えていることから、適切な検査や治療につなぐ体制づくりが求められています。
- ・子ども一人で朝食を食べる割合は年度によりばらつきはみられるものの、中学生、高校生と年齢が上がるにつれて高くなっていることから、教育委員会等と連携し、各年代に合わせた働きかけを行っていく必要があります。

目的

- ・妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築し、出産・育児にかかる負担を軽減します。
- ・母子の健診体制や医療が必要な子どもへの支援体制を整備し、医療との連携強化に取り組みます。
- ・家族や仲間と食卓を囲んで食事を取りながらコミュニケーションを図る共食の機会を増やします。

成果指標

指標	基準値	目標値
産後、助産師等からの指導・ケアを十分に受けることができた人の割合	91.4% (R1年度)	100%
4歳以下の乳幼児 10万人当たりの死亡数	48.5人 (H30年)	45人以下 (毎年度)

2 子どもや母親の健康の保持・増進

(1) 妊娠・出産期から子育て期までの母子への支援

活動指標	基準値	目標値
医療従事者向け母子保健研修受講者数	399人 (R2年度)	400人 (毎年度)

ア 希望する妊娠・出産の実現に向けた支援

(健康福祉部 こども家庭課)

妊娠・出産の希望をかなえるため、若い世代に対する妊娠・出産に関する正しい知識の普及とともに、不妊症や不育症で悩む夫婦を支援します。

具体的な取組

- ・若い世代を対象にした健康教室や出前講座の実施
- ・性に関する相談に応じる「思春期健康相談」の実施
- ・不妊症、不育症の相談に応じる「不妊・不育専門相談」の実施
- ・不育症の検査や治療に要する医療費の助成

イ 妊産婦等が安心して出産・子育てできる環境づくりの推進

(健康福祉部 こども家庭課)

質の高い母子保健サービスを全県で展開するため、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する市町に対し必要な助言や調整を行うとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

また、慢性疾病児等に対する相談や療育支援の充実を図ります。

具体的な取組

- ・母子保健関係者の知識・技術の向上を図る研修会等の開催
- ・市町が行う乳幼児健康相談における療育指導の支援
- ・市町における妊娠・出産包括支援事業推進のための相談支援や広域調整等の実施
- ・慢性疾病児やその家族に対する相談支援や自立支援の実施
- ・18歳年度末までの子どもを対象としたこども医療費助成を実施する市町への助成

2 子どもや母親の健康の保持・増進

(2) 子育て支援における医療との連携

活動指標	基準値	目標値
母体救命講習会の受講者数	累計 332 人 (R2年度)	累計 474 人 (R5年度)
産婦健康診査受診率	83.6% (R2年度)	100%
新生児聴覚スクリーニング検査受検率	96.4% (R2年度)	100% (毎年度)

ア 安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進

(健康福祉部 地域医療課)

子育て期の親の不安を解消し、安心して子どもを産み育てられるよう、子どもの病気や怪我に対する支援体制の充実とともに、重症度に応じた小児救急医療体制の充実を図ります。

具体的な取組

- ・夜間・休日の子どもの急な病気や怪我などへの対応について電話で医師や看護師等に相談できる「静岡こども救急電話相談」の実施
- ・夜間・休日等の診療時間外において小児特有の疾患や症状の急激な変化に対応できる小児救急医療体制の確保
- ・重篤な小児救急患者に 24 時間体制で高度の医療を提供する小児救命救急センターの運営に対する助成
- ・安全な分娩を確保するため、産婦人科医、助産師、麻酔科医、救急医を対象に、母体急変時の対応方法を習得する実践的な講習会を開催

イ 母子の疾病や障害の早期発見・早期治療の推進

(健康福祉部 こども家庭課・障害福祉課・疾病対策課)

疾病等を早期に発見し、治療につなげるため、医療関係団体と連携しながら、母子保健に関する医療従事者等の意識の向上や最新の専門知識の普及を図るとともに、妊産婦や子どもが適時に適切な支援や医療を受けられるよう医療との連携強化に努めます。

具体的な取組

- ・産婦人科医療機関等における先天性代謝異常等検査や新生児聴覚スクリーニング検査の実施
- ・精密聴力検査機関や産婦人科医療機関、保育・教育機関等と連携し、難聴児やその保護者への相談や療育支援などを行う「乳幼児聴覚支援センター」の運営
- ・小児慢性特定疾病患者の小児期から成人期への円滑な医療移行を支援する「移行期医療支援センター」の運営
- ・産後うつ等の早期発見・早期治療の体制整備に向けた医療関係者との検討会の開催
- ・医療従事者等を対象にした母子の疾病や障害等に関する研修会の開催

2 子どもや母親の健康の保持・増進

(3) 食育の推進

活動指標	基準値	目標値
栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児・児童・生徒の割合	幼児 38.1% 小6年 50.5% 中2年 46.2% 高2年 44.7% (R1年度)	幼児 50% 小6年 55% 中2年 50% 高2年 50%

ア 望ましい食生活・食べ方に関する知識の普及

(健康福祉部 健康増進課)

食を通して、心身の健康を保持し、生涯にわたっていきいきと暮らしていけるよう、子どもと親に対して望ましい食生活の実践に関する知識の普及を図ります。

具体的な取組

- ・朝食摂取やバランスの良い食事などの重要性についての情報発信
- ・自分自身の適正体重を知る機会の提供
- ・食育関連リーフレット等の活用

イ 食への関心と理解を求める機会の提供

(健康福祉部 健康増進課)

共食は、食育の原点であり、子どもへの食育を推進していく大切な時間と場であることから、家庭における共食の機会を増やす取組を推進します。

具体的な取組

- ・「食育月間」(6月)及び「食育の日」「共食の日」(毎月19日)等を利用した啓発
- ・「学校給食週間」(1月)を活用した啓発
- ・幼児とその保護者、小学生、中学生を対象とした「食育教室」の開催
- ・栄養教諭・学校栄養職員及び食育指導者向けの研修会の実施

第2 安心して子どもを育てることのできる社会の実現

1 子育てと仕事の両立支援



STEP3

働き方

- (1) 企業における働き方の見直し
- (2) 男性の家事・育児参画の促進

現状と課題

- ・生産年齢人口が減少する中、働く人のそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現を目指した働き方改革関連法が施行され、長時間労働の是正や、ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方に向けた環境整備が進められています。
- ・総務省の「就業構造基本調査」(平成19年・平成29年比較)によると、子育て期の20歳代後半から40歳代後半までの世代において、週60時間以上働く就労者の割合は低下していますが、一層の改善が必要です。
- ・静岡県の「男女共同参画に関する県民意識調査」(平成29年度)によると、男性の方が男女の役割を固定的に考える傾向にあることから、特に男性の性別役割分担意識の解消を図る必要があります。
- ・家事・育児時間や育児休業取得率を見ると、家事・育児に関する負担は女性が負うことが大きいことから、男性の家事・育児への参画を促進する必要があります。

目的

- ・経営者層等の意識改革を図り、子育てと仕事を両立できる職場環境づくりを推進します。
- ・ワーク・ライフ・バランスを実現するため、ライフステージや価値観に応じた働き方を提供できる企業を増やします。
- ・男女共同参画意識を高め、固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。

成果指標

指標	基準値	目標値
男性の育児休業取得率	9.2% (R2年度)	25.8%
固定的性別役割分担意識にとらわれない男性の割合	66.9% (R3年度)	75%

1 子育てと仕事の両立支援

(1) 企業における働き方の見直し

活動指標	基準値	目標値
静岡県次世代育成支援企業認証の認証企業数	128 社 (R3年度)	228 社
子育てに優しい職場環境づくりの講座参加者数	230 人 (H30年度)	400 人 (毎年度)
仕事と子育て（介護）の両立支援・職場環境づくりに取り組んでいる企業の割合	90.0% (R1年度)	95% (毎年度)
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定中小企業数	1,987 社 (H30年度)	2,600 社

ア ライフステージに応じた働き方の促進

(くらし・環境部 男女共同参画課)

男性が家事、育児へ参画しやすい就労環境となるよう、企業経営者等の意識改革を促進します。

また、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直しを促進します。

具体的な取組

- ・企業におけるワーク・ライフ・バランスなどの取組を行う県内企業の顕彰
- ・企業の取組の優良事例のホームページなどを活用した情報発信

イ 子育てに優しい職場環境づくりの推進

(健康福祉部 こども未来課)

男性の育児休業取得率を上昇させるため、子どもや子育て家庭を支援する企業による活動を後押しするとともに、企業の経営者や管理職等に対して、仕事と生活の調和への意識啓発を行います。

また、企業において、部下やスタッフの仕事と家庭の両立を支援するイクボスの育成により、男性の育児休業の取得を促進します。

具体的な取組

- ・静岡県次世代育成支援企業認証の取得促進
- ・企業の経営者や管理職等を対象としたイクボス研修の実施
- ・「子育てに優しい企業」の情報発信

ウ 誰もがいきいきと働ける環境づくり

(経済産業部 労働雇用政策課)

仕事と育児等を両立できる職場環境づくりを進めるため、企業における働き方の見直しを支援し、誰もが働きやすい職場づくりを推進します。

また、女性や高齢者など多様な人材が、育児や介護、病気・不妊治療などと仕事を両立できる就業環境の整備を支援します。

具体的な取組

- ・ 経営者の意識改革を図るセミナーの開催
- ・ 職場環境の見直しを支援するアドバイザーの派遣
- ・ テレワーク導入や「くるみん」認定の取得促進等に向けた県内企業への巡回訪問支援
- ・ 企業における多様な働き方の情報発信

1 子育てと仕事の両立支援

(2) 男性の家事・育児参画の促進

活動指標	基準値	目標値
子育てに優しい職場環境づくりの講座参加者数（再掲）	230人 (H30年度)	400人 (毎年度)

ア 男性の家事・育児時間の拡大

(くらし・環境部 男女共同参画課／健康福祉部 こども未来課)

男性の固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、家事・育児参画に対する県民の意識改革を図ります。

また、男性も子育てや家庭生活の時間を大切にすることで、家事や育児の楽しみや大変さを共有し、夫婦間の信頼を高めます。

具体的な取組

- ・男女共同参画団体の連携・協働による、男性の意識改革を図る取組の実施
- ・男性の家事・育児への参画の重要性・必要性を周知する研修会の開催
- ・男性の子育て参画を促進する市町等の取組への支援

第2 安心して子どもを育てることのできる社会の実現

2 地域の子育て支援



STEP4

子育て

- (1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成
- (2) 県民が望む数の子どもを生み育てやすい環境整備

現状と課題

- ・核家族化や地域のつながりの希薄化に伴う子育て家庭の孤立化などにより、子育てに関する負担や不安感が増加しているため、社会全体で子育て家庭を応援していく必要があります。
- ・少子化対策に関する県民意識調査（令和元年度）によると、既婚者が理想とする子どもの数の平均は2.43人、実際に持つ予定の子どもの数の平均は2.07人となり、予定子ども数が理想子ども数を下回っていることから、理想とする数の子どもを生み育てることができる環境の整備が求められています。

目的

- ・子育てを応援する気運を醸成するため、様々な機会を活用し、意識啓発を図ります。
- ・「子育ては尊い仕事」を理解し、子どもや子育てを応援する活動に取り組む人や団体を増やします。
- ・市町と連携し、地域の実情に応じた取組を促進することにより、結婚、妊娠・出産、子育てまで、切れ目なく支援していきます。

成果指標

指標	基準値	目標値
ふじさんっこ応援隊参加団体数	1,591 団体 (H30 年度)	5,500 団体

2 地域の子育て支援

(1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成

活動指標	基準値	目標値
ふじさんっこ応援キャンペーンの子育て応援イベント実施団体数	37 団体 (R1 年度)	100 団体
しずおか子育て優待カード事業協賛店舗数	7,041 店舗 (R1 年度)	8,200 店舗

ア 「ふじさんっこ応援隊」への参加の促進

(健康福祉部 こども未来課)

子育て家庭が、社会全体から応援されていることを実感できるよう、「ふじさんっこ応援隊」への参加を促進します。また、子育て家庭と子育て家庭を支援したい「ふじさんっこ応援隊」の出会う機会を創出します。

具体的な取組

- ・子育て支援ウェブサイト「ふじさんっこ子育てナビ」において、応援隊活動を情報発信
- ・子育て家庭が来場する子育て応援イベントで、応援隊の活動を発表
- ・「ふじさんっこ応援隊」の先駆的な取組を行っている団体・個人等の表彰及び情報発信

イ 「しずおか子育て優待カード」協賛店舗の拡充

(健康福祉部 こども未来課)

子育て家庭が、地域・企業・行政一体となって支援されていることを実感できるよう、優待カード協賛店舗を拡充するとともに、優待カードの利便性の向上を図ります。

具体的な取組

- ・地域の小売店や大手流通企業の協賛店舗の拡充
- ・スマートフォンを活用した、優待カードの利便性の向上
- ・子育て応援イベントを通じた、協賛店舗の子育て応援サービスの PR

ウ 地域における子育て活動の推進

(健康福祉部 こども未来課)

子育て経験者等が地域の子育て世帯を支援する取組を促進するとともに、子どもが地域の異年齢の子どもと触れ合い、社会の一員としての役割を学ぶ機会を創出します。

具体的な取組

- ・子育て経験者のファミリー・サポート・センター提供会員への登録促進
- ・子ども会活動等を通じ、子どもが地域の異年齢の子どもと触れ合う機会の創出
- ・企業や子育て支援団体、NPOなど地域のあらゆる主体との協働により子育てを応援

2 地域の子育て支援

(2) 県民が望む数の子どもを生き育てやすい環境整備

活動指標	基準値	目標値
少子化対策や子育て支援策についての市町との意見交換回数	42回 (R3年度)	50回 (毎年度)
子育て未来マイスターが在籍している地域子育て支援拠点の割合	45.7% (R1年度)	100%

ア 子育て家庭の経済的負担の軽減

(健康福祉部 こども未来課・こども家庭課)

子育てに関する不安の中で一番大きな割合を占める経済的不安を解消するため、妊娠から子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

具体的な取組

- ・ 幼児教育・保育及び大学等高等教育の無償化による経済的支援
- ・ 国・市町と連携した児童手当の支給
- ・ 18歳年度末までの子どもを対象としたこども医療費助成を実施する市町への助成（再掲）

イ 地域の子育て支援拠点の充実

(健康福祉部 こども未来課)

子育て中の人たちの子育てに対する不安感・負担感の軽減や孤立感の解消を図るため、地域の子育て支援拠点の充実を図ります。

具体的な取組

- ・ 地域子育て支援拠点の整備、運営費助成、子育て未来マイスターの養成
- ・ 児童館職員（児童館長、児童厚生員）の資質向上のための研修会の開催

ウ 少子化対策に係る優良事例の普及拡大

(健康福祉部 こども未来課)

効果的な少子化対策に関する優良事例の普及拡大を図り、県内全域で共有することにより、少子化対策に資する効果的な取組を推進していきます。

具体的な取組

- ・ ふじのくに少子化突破展開事業の優良事例のホームページなどを活用した情報提供
- ・ 「ふじのくに少子化突破戦略の新・羅針盤」の分析結果を踏まえた、市町への取組支援

第2 安心して子どもを育てることのできる社会の実現

3 保育と放課後児童クラブの充実



STEP4

子育て

- (1) 待機児童の解消を目指す施設整備の促進
- (2) 保育と放課後児童クラブの質の向上

現状と課題

- ・ 保育所等の待機児童は、施設整備が着実に進み減少傾向にあるものの、解消しておらず、特に3歳未満児の定員拡大や、保育士の確保を進める必要があります。
- ・ 放課後児童クラブの待機児童も解消しておらず、申込みの増加に対応した定員や放課後児童支援員等を確保していく必要があります。
- ・ 障害など特に配慮が必要となる子どもが増加しており、保育士や放課後児童支援員には高い専門性が求められています。
- ・ 共働き世帯の増加や就労環境の多様化などにより、多様な保育に対する需要が高まっており、地域の子供・子育て支援の中核的な役割を担い、安心して子どもを預けられる環境の整備が求められています。
- ・ 送迎バス内で発生した事故の再発防止に向けて、送迎車両を運行する全ての保育所等で安全対策を見直す必要があります。
- ・ 保育所等における不適切保育に関する認識の共有と、職場環境の改善を進める必要があります。

目的

- ・ 保育や放課後児童クラブの定員の拡大により、待機児童ゼロを実現します。
- ・ 高まる保育需要や特に配慮が必要となる子どもに対応するため、高い専門性を有する保育や放課後児童クラブを担う人材の確保に取り組みます。
- ・ 質の高い教育や保育により、子どもの健やかな発達を促します。
- ・ 多様化する需要に応える保育を充実します。

成果指標

指標	基準値	目標値
保育所等待機児童数	212人 (H30年度)	0人 (毎年度)
放課後児童クラブ待機児童数	1,108人 (H30年度)	0人

3 保育と放課後児童クラブの充実

(1) 待機児童の解消を目指す施設整備の促進

活動指標	基準値	目標値
公的保育サービス受入児童数	—	72,795 人
認定こども園の設置数	307 箇所 (R2 年度)	354 箇所
放課後児童クラブ受入児童数	32,648 人 (R1 年度)	41,401 人

ア 保育所等の利用定員の拡大

(健康福祉部 こども未来課)

待機児童の解消に向けて、市町の子ども・子育て支援事業計画に基づき、申込者の年間最大数を手当する認定こども園や保育所等の整備を支援します。

また、整備に際しては、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ります。

(P.58～69 参照)

具体的な取組

- ・ 申込者の増加に対応した着実な施設整備等による定員の拡大
- ・ 空き店舗や幼稚園など既存の保育資源等を活用した小規模保育事業所の設置促進
- ・ 待機児童対策協議会における情報共有や、聞取りによる市町の現状把握と課題への助言

イ 放課後児童クラブの利用定員の拡大

(健康福祉部 こども未来課)

待機児童を解消し、小学校入学後に保護者が仕事を辞めざるを得ない状況となる「小1の壁」の打破に向けて、市町の子ども・子育て支援事業計画に基づき、申込者の年間最大数を手当する放課後児童クラブの整備を支援します。

(P.71 参照)

具体的な取組

- ・ 申込者の増加に対応した小学校の余裕教室などの優先的な学校施設の活用等による定員の拡大
- ・ 国の賃借料助成の活用による小学校近隣の賃貸物件の活用促進
- ・ 教育委員会と健康福祉部が協力した、放課後児童クラブと放課後子供教室との連携促進

3 保育と放課後児童クラブの充実

(2) 保育と放課後児童クラブの質の向上

活動指標	基準値	目標値
しずおか保育士・保育所支援センターによる就職率	8.4% (R2年度)	11.28%
キャリアアップの仕組みを導入している民間保育所・認定こども園の割合	93.6% (R2年度)	98.7%
保育士等キャリアアップ研修の修了者延べ人数	累計 2,811 人 (H30年度)	累計 21,000 人
全クラスに放課後児童支援員を2人以上配置している放課後児童クラブの割合	70.3% (R1年度)	100%
延長保育実施箇所数	658 箇所 (H30年度)	750 箇所

ア 保育士・保育教諭等の確保

(健康福祉部 こども未来課)

保育士の手厚い配置が必要となる3歳未満児の待機児童の増加等に対応するため、保育教諭・保育士の確保や、離職防止と定着促進に取り組みます。(P.70 参照)

具体的な取組

- ・ 修学資金の貸与等による保育士を志す学生への支援
- ・ **しずおか**保育士・保育所支援センターによる就労相談や就職先の紹介、斡旋の促進支援
- ・ 本県が構築した保育士キャリアアップ制度に基づく、処遇改善につながる専門性の高いリーダー的保育士を育成する研修の開催
- ・ 働き方に係る管理職員等の意識改革や業務効率化の支援

イ 保育の質の向上

(健康福祉部 福祉指導課・こども未来課/教育委員会 義務教育課)

施設や設備の充実、保育士等の確保に加え、保育に携わる人の能力の向上により、保育の質の向上を図ります。

具体的な取組

- ・ 幼稚園教諭等と保育士が必要に応じて参加できる県や市町が主催する研修の開催
- ・ 乳幼児の受入促進と処遇向上を図る保育士の手厚い配置への助成
- ・ 保育所保育指針等の遵守や指導監督基準の徹底のための指導監査や立入調査の実施
- ・ **安全管理に関する研修の実施とヒヤリハット事例の共有**
- ・ **不適切保育未然防止に関する研修の実施と職場環境改善事例の共有**
- ・ **保育現場における業務負担の軽減を図るためデジタル機器の活用を支援**

ウ 放課後児童支援員等の確保

(健康福祉部 こども未来課)

放課後児童クラブの高まる需要への対応や充実した活動プログラムの企画に向けて、放課後児童支援員や補助員の確保に取り組みます。

(P.72 参照)

具体的な取組

- ・放課後児童支援員資格を得るための研修の実施
- ・**しずおか**保育士・保育所支援センターによる就労相談や就職先の紹介、斡旋の促進支援

エ 放課後児童クラブの質の向上

(健康福祉部 こども未来課／教育委員会 社会教育課)

施設や設備の充実、放課後児童支援員等の確保に加え、放課後児童クラブに携わる人の能力の向上により、放課後児童クラブの質の向上を図ります。

なお、放課後児童クラブは、放課後子供教室と一体的な又は連携した実施が望まれるため、それぞれの従事者に対する研修に加え、合同研修を計画的に行い、相互に連携を図ります。

具体的な取組

- ・放課後児童支援員の資質を向上する研修の実施（年2回）
- ・放課後子供教室を運営する要となる地域学校協働活動推進員等の養成講座の実施（年1回）
- ・放課後児童クラブや放課後子供教室の従事者が、応急措置の知識習得や、情報交換を行う研修会の実施（年1回）
- ・放課後児童支援員等による、児童虐待が疑われる状況の市町や児童相談所への通告

オ 多様な保育の提供

(健康福祉部 こども未来課)

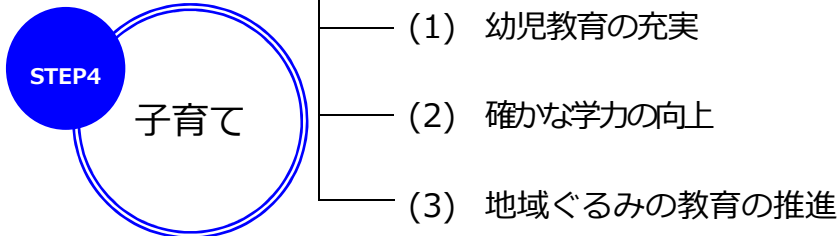
既定の保育時間を超えて子どもを預けられる施設や保護者の急用時に児童を一時的に預かる施設、病気の子供を仕事等でやむを得ず保護者が保育できない場合に一時的に保育する施設等を確保することにより、利用希望者の立場にたつ多様な保育の充実を促進します。

具体的な取組

- ・延長保育や一時預かり等を実施する施設を確保する市町への支援
- ・保育を適切に利用するための相談・助言や関係機関との連絡調整を行う多機能型支援を含めた利用者支援事業を実施する市町への支援

第2 安心して子どもを育てることのできる社会の実現

4 子どもの健やかな成長を支える教育の推進



現状と課題

- ・乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う非常に重要なものであることから、発達の流れを理解した幼児教育と小学校教育の円滑な接続が求められています。
- ・全国規模の学力調査を活用した取組が定着しており、引き続き、学力を向上させる取組を継続していくことが重要です。
- ・**学習指導要領や1人1台端末の活用、高大接続改革に対応するため、その内容を踏まえた授業改善等、きめ細かな指導の充実が必要です。**
- ・これからの時代を生き抜くために求められる資質・能力を育むため、情報活用能力や地域に貢献する人材の育成など、教育内容の充実を図ることが重要です。
- ・学校を取り巻く課題が複雑化・困難化していることから、地域の教育力の向上や家庭教育の充実が必要です。

目的

- ・市町の幼児教育推進体制を支援し、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校の連携・接続を強化します。
- ・学習環境・教育内容を充実し、確かな学力の向上を図ります。
- ・家庭、学校、地域などが連携した社会総がかりの教育を推進します。

成果指標

指標	基準値	目標値
幼児教育アドバイザー等配置市町数	30 市町 (R3年度)	34 市町
全国規模の学力調査（国・数・理・英）で全国平均を上回る科目の割合 (注) 理科及び英語（中のみ）は3年に1回	小 0% 中 100% (R3年度)	100% (毎年度)

4 子どもの健やかな成長を支える教育の推進

(1) 幼児教育の充実

活動指標	基準値	目標値
教育活動の円滑な接続に向けて小学校と連携を実施した幼稚園等の割合	100% (H30年度)	100% (毎年度)

ア 教育の質の確保

(スポーツ・文化観光部 私学振興課/教育委員会 義務教育課)

教員のニーズに応じた専門的課題に対応するための研修の充実を図るとともに、市町において幼児教育の指導に携わる者の専門性を高めることにより、教育の質の向上と幼児教育・小学校教育の連携の深化につなげます。

具体的な取組

- ・ 教員等のニーズに応じた研修の実施
- ・ 特色ある幼児教育を行う私立幼稚園の運営支援
- ・ 幼児教育アドバイザー等の設置促進及び専門性をより向上させるための機会の提供

イ 連携体制の構築

(スポーツ・文化観光部 私学振興課/教育委員会 義務教育課)

市町や園、小学校に対して、幼小連携や接続に関する啓発を行うとともに、双方の教育計画に一貫性を持たせるための取組を推進します。また、県と市町、市町間の連携を強化し、県内の幼児教育推進体制の構築を図ります。

具体的な取組

- ・ 地域の実態に合わせた接続カリキュラムの作成推進
- ・ 県と市町、市町間の情報共有や、取組の好事例の発信
- ・ 認定こども園、幼稚園、保育所と小学校の合同研修会等の支援

4 子どもの健やかな成長を支える教育の推進

(2) 確かな学力の向上

活動指標	基準値	目標値
学校の授業以外で1日当たり1時間以上勉強している児童生徒の割合	小 66.5% 中 79.2% (R3年度)	小 73.1% 中 79.8%
特色化教育実施校比率（私立高）	—	100%

ア 授業力の向上

(教育委員会 義務教育課)

学習指導要領が求める学力を育成するため、全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえた学校改善・授業改善等の取組を推進します。また、学力向上推進事業や小学校学習支援事業等の支援を実施し、県内小・中学校の学力向上を図ります。

具体的な取組

- ・ 学習ワークシート（チア・アップシート）の作成
- ・ 全国学力・学習状況調査の結果を分析・検証し、報告書等へまとめ県内へ周知
- ・ 全ての児童生徒の可能性を引き出す授業づくりなどを調査研究する推進校を指定し、その成果等を県内へ周知

イ 学校におけるきめ細かな指導の充実

(教育委員会 義務教育課・高校教育課)

学習指導要領の全面実施に向けた、きめ細やかで質の高い学びの実現を図ります。また、「高校生のための学びの基礎診断」や「大学入学共通テスト」に対応するため、学習習慣の定着や外部人材を活用した探究学習を推進するなど、学力向上に向けた研究に取り組みます。

具体的な取組

- ・ 小学校における児童の資質・能力の育成を図るための専科指導の充実
- ・ 外国語指導助手（ALT）の活用による外国語教育の充実
- ・ 県立高等学校による、大学や地元自治体等と連携した取組

ウ 教育内容の充実

(スポーツ・文化観光部 私学振興課／教育委員会 教育政策課・教育 DX 推進課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

授業改善やカリキュラム・マネジメントの充実により、一人ひとりの子どもたちの成長を支えるとともに、情報活用能力を育成するため、ICT を効果的に活用した教科指導、時代の変化に即応した ICT 環境の整備、教員の ICT 活用指導力の向上を図ります。また、地域を理解し、地域に貢献する人材を育成するため、自然、文化、産業などの地域の特色を活かした学習を推進します。さらに、県民の教育ニーズに応えられるよう、私立学校の自主性・独自性を生かした魅力ある学校づくりを支援します。

具体的な取組

- ・ 小学校段階におけるプログラミング教育の推進
- ・ 県立学校の ICT 運用を総合的に支援する「GIGA スクール運営支援センター」の設置
- ・ 県立学校へ生徒用貸出し端末やオンライン学習用機器（カメラ、マイク、モニタ）の整備
- ・ ICT 活用指導力向上に資する研修や ICT を活用した授業動画の充実
- ・ 全県立高等学校の教育活動に「地域学」を取り入れ、郷土に愛着を持つ人材を育成
- ・ 教員の教科指導力・生活指導力等の向上のための教員研修等、特色ある教育を行う私立高等学校の運営支援

4 子どもの健やかな成長を支える教育の推進

(3) 地域ぐるみの教育の推進

活動指標	基準値	目標値
小中学校における地域学校協働本部の整備率	63% (R2年度)	80%

ア 地域の教育力の向上

(スポーツ・文化観光部 総合教育課／教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課)

地域の教育力の低下が懸念されるなか、学校・家庭・地域との連携・協働による教育活動を推進するため、地域全体で子どもを育みながら、地域住民とのつながりを深め、学校を核とした地域づくりを活性化させます。また、子どもが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組み、地域人材の育成や家庭や地域における人づくりの実践活動を促進します。

具体的な取組

- ・「地域とともにある学校づくり」を目指すコミュニティ・スクールの設置、運営
- ・地域学校協働活動推進員、ボランティアによって構成される学校教育の支援や地域で教育を行う組織（地域学校協働本部等）の設置
- ・地域の人々の参画を得た通学合宿など体験活動の実施
- ・地域の教育力を活用した放課後等における学習支援の推進
- ・人づくり推進員が家庭や地域における子育てや人づくりの助言等を行う人づくり地域懇談会の開催

イ 青少年の健全育成

(健康福祉部 障害福祉課／教育委員会 社会教育課)

子どもの成長を支える家庭や地域の教育力向上に向け、大人が青少年に積極的に関わりを持つ取組を推進します。

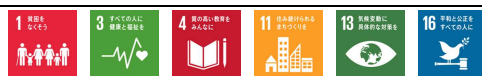
また、地域で活躍し、地域活動を牽引する青少年リーダーを育成するとともに、インターネット上に氾濫する有害情報への対策など、青少年のための良好な環境の整備を推進します。

具体的な取組

- ・青少年指導者の養成
- ・インターネット上の有害情報やネット依存対策として、関係機関と連携した取組
- ・地域の青少年声掛け運動の推進
- ・社会的ひきこもり傾向にある青少年の社会復帰支援

第2 安心して子どもを育てることのできる社会の実現

5 安全と安心の社会の形成



STEP4

子育て

- (1) 子どもの安全の確保
- (2) 子育てを支援する生活空間の整備

現状と課題

- ・子どもへの「声かけ」や「つきまとい」等の不審者事案の届出件数は、依然として高い水準で推移していることから、関係機関が連携して対策を講じる必要があります。
- ・児童買春等少年が被害者となる犯罪の発生も後を絶たないことから、少年を犯罪被害等から保護するための取組が求められています。
- ・子どもの交通事故の特徴として、道路横断中の事故が多いことから、子どもが歩行中の交通事故防止対策を講じる必要があります。
- ・各地域の多様な自然条件や地理的条件、生活環境、防災対策上の課題に応じた、地域防災力の強化が求められています。
- ・少子高齢化の進行により、ユニバーサルデザインの取組に基づく地域づくりの重要性はますます高まっています。
- ・少子高齢化、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化が進む中、それらに対応した、ゆとりある快適な住まいづくりや安全で良質な住宅の確保が求められています。

目的

- ・地域の力を活用した子どもの見守り活動を推進し、子どもが自らの身を守る能力を育てます。
- ・子供の安全を確保するため、通学路や生活道路における交通事故防止対策を推進します。
- ・誰もが安心して外出できるようユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを推進するとともに、相手を思いやり行動できる心のユニバーサルデザインを促進します。
- ・子育てしやすい住環境の充実を図るため、良質な住宅ストックを形成します。

成果指標

指標	基準値	目標値
地域で行われた防災訓練への児童生徒参加率	—	93%
防犯まちづくり講座受講者数	197人 (R2年度)	210人 (毎年度)

5 安全と安心の社会の形成

(1) 子どもの安全の確保

活動指標	基準値	目標値
防犯まちづくりニュース発行回数	24回 (R2年度)	24回 (毎年度)
子どもの防犯教室を実施している小学校数	507校 (R1年度見込み)	全校
交通事故犠牲者のパネル展示会等の開催回数	12回 (H30年度)	12回 (毎年度)

ア 自主的防犯活動の促進・支援

(くらし・環境部 くらし交通安全課/警察本部 生活安全企画課)

県民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域の自主的防犯活動を促進します。

また、地域の防犯まちづくり活動を活性化させるため、地域ぐるみの自主的防犯活動の核となる「地域安全推進協議会」などの防犯ボランティア団体の活動を支援します。

具体的な取組

- ・ 各種防犯ボランティアと連携した、小学生の登下校時間帯における見守り活動の強化
- ・ 可搬式街頭防犯カメラの設置
- ・ 県民が無理なく参加できる「ながら見守り活動」の推進
- ・ 自主防犯パトロールの推進
- ・ 地域の防犯ボランティアを対象とした、子ども・女性の安全等に関する講座の開催

イ 子どもの犯罪被害防止活動の推進

(くらし・環境部 くらし交通安全課/警察本部 生活安全企画課)

行政、警察、地域住民、保護者、学校等による子どもの見守り活動を推進するとともに、子どもの体験型防犯講座の実施により、子どもが自らの身を守る能力を育てます。

また、住民に不安感を生じさせる身近な犯罪を抑制するため、地域ごとの犯罪発生状況を分析し、警察官による実態に即したパトロールの実施などの警察活動を推進します。

具体的な取組

- ・子どもの体験型防犯講座の開催
- ・違法・有害情報による犯罪被害防止を図るためのサイバーパトロールの実施
- ・防犯アプリやツイッターを通じた情報発信
- ・犯罪情勢に即した街頭での警察活動の実施
- ・防犯ボランティア団体等と犯罪発生情報の共有

ウ 少年の非行防止と保護対策の推進

(警察本部 生活安全企画課)

少年**非行**や児童**ポルノ**等少年が被害者となる犯罪に的確に対処し、次代を担う少年の健全な育成を図るため、関係機関・団体、ボランティア等との連携を一層強化していきます。

具体的な取組

- ・学校、保護者、行政、警察、地域住民等が連携した街頭補導活動の推進
- ・学校と連携した非行・被害防止教室の開催
- ・学校、地域、警察、行政等との情報共有によるいじめ、性犯罪などの被害児童の早期発見・保護
- ・学校、少年警察ボランティア等と連携した、非行を犯した少年の立ち直り支援活動

エ 交通事故防止対策の推進

(くらし・環境部 くらし交通安全課/警察本部 交通企画課)

子どもが交通事故に遭うことを防止するため、子どもへの交通安全知識の普及に努めるとともに、自動車・自転車の安全運転の徹底を促進します。また、子どもや親、地域住民へ交通安全に対する理解・浸透を図り、地域ぐるみの交通安全対策を推進します。

さらに、「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に定められた自転車利用時のルール・マナー遵守の啓発、自転車損害賠償保険等の加入促進を行います。

具体的な取組

- ・各小学校の交通安全リーダー、地域交通安全関係者等による「交通安全リーダーと語る会」の開催
- ・幼稚園教諭、保育士等を対象とした「幼児交通安全指導者研修会」の開催
- ・「自転車マナー向上のための副読本」の配布

オ 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

(くらし・環境部 くらし交通安全課／警察本部 交通企画課)

交通安全教室を実施するに当たり、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技術及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用します。

具体的な取組

- ・参加・体験・実践型の交通安全教室の実施
- ・子どもを交通事故から守る県民運動の実施
- ・各季の交通安全運動の実施
- ・学校・地域と連携した通学路における安全な通行方法の指導

カ 防災教育の推進

(危機管理部 危機情報課／教育委員会 健康体育課)

子どもたちの防災対応能力の向上を図り、地域社会の一員として、地域と連携しながら防災活動に主体的に取り組む人材を育成します。

具体的な取組

- ・ふじのくにジュニア防災士養成講座の開催
- ・子どもの地域防災訓練への参加促進
- ・子どもへの防災意識の普及に向けた防災出前講座の実施
- ・「防災教育推進のための連絡会議」の開催

5 安全と安心の社会の形成

(2) 子育てを支援する生活空間の整備

活動指標	基準値	目標値
通学路合同点検に基づく交通安全対策実施率(箇所数)	77.2% (265箇所) (R2年度)	95% (327箇所)

ア 安心して外出できる環境の整備（ユニバーサルデザインの推進）

（くらし・環境部 県民生活課）

利用しやすい建物や設備、製品やサービスが整った環境で誰もが自由に活動できるとともに、県民一人ひとりがお互いを理解し思いやりのある行動ができる共生社会を目指していきます。

具体的な取組

- ・ 県有施設等へのユニバーサルデザインの導入
- ・ 利用しやすい建物、公園等の施設の整備や安全・安心に利用できる歩行空間、交通機関等の整備
- ・ 県民一人ひとりが妊産婦や子ども連れの方等相手のことを思いやり行動できる心のユニバーサルデザインの醸成と実践

イ 子育てしやすい住環境の整備

（くらし・環境部 住まいづくり課）

子育て世帯の住環境において、安全・安心で快適な生活を営むことができるよう、良質な居住環境の確保を促進します。

具体的な取組

- ・ 豊かな暮らし空間創生の考え方を普及し、安全で子育てしやすく、また需要や居住ニーズに配慮した良質な住宅の供給を誘導
- ・ 「プラス0（オー）の住まい」の普及・啓発により、在宅勤務等のテレワークを活用し、子育てしながら仕事ができる職住一体の住まいを提案

ウ 安全な道路環境を確保する交通安全対策

(交通基盤部 道路企画課)

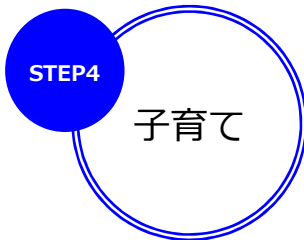
安全な道路環境を確保するため、通学路等における歩行者の安全対策や事故多発地点における交通事故対策、自転車の安全で快適な走行を実現する自転車走行環境の整備などの交通安全対策を推進します。

具体的な取組

- ・ 歩行者の安全を確保する路側帯やカラー舗装の整備
- ・ 交差点などの事故多発地点における事故防止対策の実施
- ・ 自転車の円滑な走行空間の整備

第3 すべての子どもが大切にされる社会の実現

1 配慮が必要な子どもへの支援



- (1) 児童虐待・DV防止対策の推進
- (2) 児童福祉施設・里親等で暮らす子どもへの支援
- (3) ひとり親家庭の自立の促進
- (4) 外国につながる子どもへの支援

現状と課題

- ・児童虐待相談件数は依然として高い水準にあり、ヤングケアラーの問題が顕在化するなど、専門的知識に基づいた確・迅速な対応が必要となっています。
- ・社会的養護が必要な子どもに対し、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親への委託を進めるため、委託可能里親数を増やす必要があります。
- ・社会的養護が必要な子どもやひとり親家庭の子どもが、経済的な理由等により大学等への進学が困難と感じることのないような支援が必要です。
- ・「令和元年国民生活基礎調査の概況」によると、ひとり親世帯の相対的貧困率は48.1%であり、依然として深刻な状況にあることから、ひとり親世帯の自立を支援する必要があります。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等においても、外国につながる子どもの増加が見込まれています。

目的

- ・職員体制や困難な事例への法的対応機能など児童相談所の体制を一層強化し、増加する児童虐待やDVに対応します。
- ・家庭において適切な養育を受けられない子どもに対し、家庭と同様の養育環境を提供します。
- ・社会的養護が必要な子どもやひとり親家庭の自立を支援します。
- ・外国につながる子どもが、円滑に教育・保育を利用できる環境を整備します。

成果指標

指標	基準値	目標値
虐待による死亡児童数	0人 (R2年度)	0人 (毎年度)
児童養護施設等の児童の大学等進学率	50.0% (H30年度)	73.8%
ひとり親サポートセンターによる就職率	39.8% (R2年度)	55%
外国人児童生徒等に対して、必要な支援が実現できている学校の割合	小 90.6% 中 91.3% 高 89.5% 特 100% (R2年度)	100% (毎年度)

1 配慮が必要な子どもへの支援

(1) 児童虐待・DV防止対策の推進

活動指標	基準値	目標値
児童虐待防止の普及啓発活動参加者数	平均 392 人 (H26~R1 年度) (R1 年度 500 人)	400 人 (毎年度)
子ども家庭総合支援拠点設置市町数	10 市町 (R1 年度)	全市町

ア 児童虐待防止対策の推進

(健康福祉部 子ども家庭課)

子どもが安全な家庭環境において安心して暮らせるよう、児童相談所の体制強化を図り、児童虐待の防止・早期発見やしつけに関する啓発を行うとともに、保護者に対する虐待の発生予防、再発防止への支援を進めていきます。

具体的な取組

- ・児童相談所における専門職の計画的な配置及び研修等による専門性の向上
- ・「児童虐待防止 静岡の集い（オレンジたすきリレー）」などの機会を通じた児童虐待の防止に向けた普及啓発
- ・しつけの際の体罰の禁止に関するリーフレットの配布
- ・児童相談所における保護者への虐待再発防止支援プログラム等の実施

イ 市町相談支援体制の整備

(健康福祉部 子ども家庭課)

生活が営まれている身近な場所での在宅を中心とした子どもや家庭に対する支援を一層充実するため市町における「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進し、相談支援体制の整備を図ります。

具体的な取組

- ・妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施する「子育て世代包括支援センター」との連携による切れ目のない体制づくりへの支援
- ・「子ども家庭総合支援拠点」の仕組みや設置に必要な人員の確保、運営の方法について理解を深めるとともに、円滑な運営を支援するため、市町を対象とする研修会の実施
- ・「子ども家庭総合支援拠点」の設置・運営事例に関する市町間での情報共有

ウ DV防止対策の推進

(健康福祉部 こども家庭課)

DV（配偶者等からの暴力）について、相談対応や被害者の安全確保、自立支援に至るまでの切れ目のない支援体制の整備を図ります。

具体的な取組

- ・県及び市に配置されている女性相談員を対象にした研修会の開催
- ・一時保護委託先の確保
- ・民間シェルターの運営に要する経費の助成

エ 関係機関との連携の推進

(健康福祉部 こども家庭課)

児童虐待やDV（配偶者等からの暴力）**ヤングケアラー**への対応について、児童相談所、警察、女性相談センター、**学校**、市町などの関係機関との連携を推進します。

具体的な取組

- ・市町の「要保護児童対策地域協議会」を活用した児童虐待情報の全件共有の実施
- ・臨検・捜索を想定した児童相談所、市町、警察署との合同研修の実施
- ・施設などから家庭へ復帰する場合などの児童相談所から市町への指導委託の実施
- ・「静岡県子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会」の開催
- ・**子どものヤングケアラーに対する認知度向上を図るとともに、ヤングケアラー支援ガイドラインを作成・周知し、教育、福祉等関係機関と連携した取組を推進**

1 配慮が必要な子どもへの支援

(2) 児童福祉施設・里親等で暮らす子どもへの支援

活動指標	基準値	目標値
施設で暮らす子どもの大学等修学支援事業利用者数	14人 (H30年度)	22人
里親登録者数	347組 (R2年度)	376組

ア 社会的養護を必要とする児童の自立促進

(健康福祉部 子ども家庭課)

様々な理由により、児童福祉施設等で生活することとなったことにより、進学・就職の選択肢が限定されることがないように、児童養護施設や里親などで暮らす児童に対し、高度な知識や技術、実学等を身につけるために大学や各種学校等への進学を支援するとともに、将来の安定的な自立を支援します。

具体的な取組

- ・児童養護施設や里親のもとで暮らす子どもに対する大学等卒業までの修学支援の実施
- ・社会的養護が必要な期間を終了した後の安定した生活を営むために必要な継続的支援計画の作成

イ 社会的養護を必要とする児童に対する家庭的養育環境の提供

(健康福祉部 子ども家庭課)

家庭での養護に欠ける児童等が調和のとれた発達をすることができるよう、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親への委託を推進するとともに、里親への委託が適当でない場合には、できるだけ良好で家庭的な養育環境を提供します。

具体的な取組

- ・児童家庭支援センターによる里親制度の普及啓発
- ・里親の新規開拓及び養成の実施
- ・未委託里親の養育力向上研修の開催

1 配慮が必要な子どもへの支援

(3) ひとり親家庭の自立の促進

活動指標	基準値	目標値
ひとり親サポートセンターが開拓した求人の件数	604 件 (H30 年度)	850 件

ア 就業支援

(健康福祉部 こども家庭課)

ひとり親家庭の経済的自立に必要な安定した就業の確保のため、事業主の理解促進を図りながら求人開拓を行うとともに、関係機関が連携して就業支援に取り組みます。

また、より良い条件での就業に結びつく資格や技能の取得を支援します。

具体的な取組

- ・ひとり親サポートセンター、しずおかジョブステーション及びハローワーク等関係機関との連携による就業相談や職業紹介の実施
- ・キャリアコンサルティング等の有資格者による就業に向けた助言や就業支援セミナーの開催
- ・関係団体を通じた事業主の理解促進と求人開拓
- ・就職に結びつく講座の受講費用の一部給付や専門資格取得期間中の生活費相当額の給付

イ 経済的支援

(健康福祉部 こども家庭課)

ひとり親家庭の生活の安定のため、家庭の事情に即した経済的な支援を実施するとともに、養育費の取り決めについての普及啓発等により、養育費の確実な取得を図ります。

具体的な取組

- ・児童扶養手当の支給や福祉資金の貸付
- ・学用品購入費用や医療費の助成
- ・離婚の際の養育費取決めに関する普及啓発及び相談体制の充実

ウ 子育て・生活支援

(健康福祉部 こども家庭課)

ひとり親の就業と子育ての両立のため、保育サービスの充実や放課後児童クラブ利用の支援を実施します。

また、住宅の確保の支援のほか、子の学びや居場所づくりの支援を実施します。

具体的な取組

- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する市町への助成
- ・DV 被害等の問題を抱えた母子の母子生活支援施設の入所措置及び自立の支援
- ・子どもの居場所づくりのニーズに応じた、ボランティアや物資・場所等を提供できる企業や団体等を登録するサポーター制度の創設

エ 安心につながる支援

(健康福祉部 こども家庭課)

ひとり親が求めている「安心」を確保するため、ライフステージに対応した相談・支援体制の充実を図るとともに、効果的な情報提供を行います。

具体的な取組

- ・ひとり親家庭の支援制度に関する情報を掲載した冊子「明日のしあわせを願って」の配布
- ・父子家庭向けの相談体制の整備と情報発信
- ・DV 被害者等、困難を抱えた方に対する関係機関が連携した支援
- ・**無料通信アプリ LINE を活用した「ひとり親あんしん LINE 相談」による支援制度等の情報発信**

1 配慮が必要な子どもへの支援

(4) 外国につながる子どもへの支援

活動指標	基準値	目標値
就学状況等調査・就学案内実施市町数	全市町 (H30年度)	全市町 (毎年度)

ア 教育環境の充実

(くらし・環境部 多文化共生課/健康福祉部 こども未来課/教育委員会 義務教育課)

児童生徒の個別の状況に応じた適切な指導機会を確保するため、外国につながる子どもが日本社会に適応する教育の充実や育成環境の整備を図るとともに、日本人の教師が日本語による指導を行う体制を構築します。

また、県全体で外国人児童生徒等への支援体制を構築し、全ての子どもが等しく学べる環境を整備します。

具体的な取組

- ・就学状況等調査の実施
- ・保護者等が日本の学校制度を理解するための多言語による就学案内資料の作成及び市町への提供
- ・学校における日本語指導を必要とする子どもへの支援体制事業の実施
- ・日本語指導コーディネーターの派遣拡大による「特別の教育課程」の実施
- ・教員の資質向上を図るための研修会等の実施
- ・民間保育所に対し、外国人児童の語学力向上のための教材費や翻訳料等を助成
- ・外国人保護者と幼稚園等との関係づくりを支援する複数言語対応のリーフレットの活用

イ 子育て環境の充実

(健康福祉部 こども家庭課/くらし・環境部 多文化共生課)

外国につながる子どもを養育する母親が必要な母子保健サービスを受けられ、安心して妊娠・出産・子育てが行える環境を整備します。

具体的な取組

- ・低出生体重児を出産した母親の精神的負担や不安を軽減するための「しずおかリトルベビーハンドブック」の外国語版の作成
- ・健康福祉センターにおける県多文化共生総合相談センター「かめりあ」との連携による相談の実施

第3 すべての子どもが大切にされる社会の実現

2 子どもの貧困対策の充実



STEP 4

子育て

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の安定に資するための支援
- (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援
- (4) 経済的支援

現状と課題

- ・生活困窮世帯の子どもは、高等学校や大学等の進学率が低い傾向にあるため、子どもの成長段階に即したきめ細かな学習支援や教育に係る経済的負担の軽減に取り組む必要があります。
- ・貧困などの困難を抱える家庭は社会的に孤立する傾向にあることから、こうした家庭を確実に把握し、適切な支援につなぐ体制づくりが求められています。
- ・保護者の就労支援のほか、育児と仕事が両立できる環境の整備に取り組む必要があります。
- ・保護者の就労状況や健康状態にかかわらず子育て家庭の生活を安定させるため、経済的支援制度の周知と着実な実施が必要です。

目的

- ・家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが高度な知識や技術、実学等の質の高い教育を受けられるよう、教育の機会均等を図ります。
- ・困難を抱える子育て家庭を孤立させることなく支援につなげ、親子の生活の安定を図ります。
- ・保護者の就労に伴う所得の増大と職業生活の安定・向上を図ります。
- ・生活に困窮している家庭を経済的に支え、子どもの適切な養育に必要な経済基盤を確保します。
- ・子どもたちの現在及び未来が、その生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会の実現を目指します。

成果指標

指標	基準値	目標値
生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	88.5% (R2年度)	92.3%
子どもの居場所の数	377箇所 (R2年度)	502箇所
ひとり親サポートセンターによる就職率(再掲)	39.8% (R2年度)	55%
養育費の取決めをした人の割合	65.8% (R2年度)	70%

2 子どもの貧困対策の充実

(1) 教育の支援

活動指標	基準値	目標値
スクールソーシャルワーカー配置人数	45人 (R3年度)	57人
生活困窮世帯等の学習支援事業参加者数	896人 (R2年度)	900人 (毎年度)

ア 「学校」を窓口にした学習と生活の支援

(スポーツ・文化観光部 私学振興課/健康福祉部 こども家庭課/教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課)

学校を窓口として、様々な困難を抱える子どもを早期に把握し、福祉の支援につなげていくほか、地域の人材や支援機関を活用した学習支援及び相談支援に取り組みます。

具体的な取組

- ・支援が必要な子どもに関する学校と福祉関係機関との連携促進
- ・小・中・高等学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置拡充及び資質向上
- ・地域全体で子どもを育む活動を行う地域学校協働本部による授業の学習補助等の推進
- ・退職教員や学生等の配置による学習面等に課題を抱える生徒への補習等の実施
- ・子育て経験者や教員OB等から成る家庭教育支援チームによる保護者の相談対応や学びの機会の提供
- ・子どもやその家族等に支援機関を紹介するリーフレット「ふじのくにi(アイ)マップ」の活用
- ・困難を抱える子どもやその家族に対する支援機関等との連携による合同相談会の開催
- ・定時制課程の高等学校における生活面及び学習面の相談支援の実施
- ・「地域とともにある学校づくり」を目指すコミュニティ・スクールの設置、運営(再掲)

イ 地域における学習支援

(健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課/教育委員会 社会教育課)

地域における学習支援体制の充実や、生活に困窮している世帯の子どもに対する学習意欲の喚起のほか、学習習慣の定着と自立心の育成のための機会の提供に取り組みます。

具体的な取組

- ・生活困窮世帯の子どもを対象とした、通所型・合宿型の学びの場の提供
- ・子どものいる生活困窮世帯を対象とした、子ども健全育成支援員による世帯訪問等の実施
- ・子どもの居場所づくりボランティアの募集や、学習支援実施団体等とのマッチング支援の実施
- ・地域の教育力を活用した放課後等における学習支援の推進(再掲)

ウ 就学支援

(スポーツ・文化観光部 私学振興課・大学課／健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課／教育委員会 高校教育課・特別支援教育課)

子どもが経済的理由で高等学校や大学、各種学校等への就学を断念しないよう、各種助成制度の利用を促進することにより、経済的負担を軽減します。

具体的な取組

- ・高等学校、特別支援学校等における世帯所得に応じた就学支援金、就学奨励費等による支援
- ・私立高等学校等が行う世帯年収等に応じた授業料減免の支援
- ・**公立大学**が行う世帯年収等に応じた授業料等減免の支援
- ・生活保護世帯の子どもの高等学校進学及び中退防止のための福祉担当者用支援マニュアルの活用
- ・**大学等に進学した生活保護世帯の子どもに対する進学準備給付金の支給**
- ・児童養護施設や里親のもとで暮らす子どもに対する大学等卒業までの修学支援の実施（再掲）
- ・幼児教育・保育及び大学等高等教育の無償化による経済的支援（再掲）

エ 幼児教育の負担軽減と義務教育への連携

(健康福祉部 こども未来課／教育委員会 義務教育課)

低所得世帯の子どもが幼稚園、保育所等を家庭の経済状況等に関わらず利用できるよう、保護者の負担軽減を図るとともに、課題を抱える子どもへの対応が小学校へ円滑に引き継がれるよう、幼稚園、保育所等と小学校の連携推進に市町とともに取り組みます。

具体的な取組

- ・低所得世帯に対して保育所等における給食費等の実費負担を補助する市町への助成
- ・幼児教育アドバイザー等の設置促進及び専門性をより向上させるための機会の提供（再掲）
- ・幼小接続モデルカリキュラムを活用した研修支援（再掲）

2 子どもの貧困対策の充実

(2) 生活の安定に資するための支援

活動指標	基準値	目標値
子どもの居場所づくりセミナー参加者数	70人 (R2年度)	150人 (毎年度)

ア 支援が必要な子どもをつなぐ体制づくり

(健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課)

社会的に孤立し、支援が届きにくいとされる貧困家庭の子どもを適切な支援につないでいくため、子どもの貧困に関する実態調査結果を市町と共有し、市町の計画策定を促すほか、支援が必要な子どもを見逃さない体制づくりに市町とともに取り組みます。

具体的な取組

- ・子どもの貧困対策に関する市町の計画策定の促進
- ・支援が必要な子どもを見逃さない体制づくりに向けた取組の推進
- ・関係機関との連携による生活困窮者への包括的な相談支援の実施

イ 子どもの居場所づくり

(健康福祉部 こども家庭課／教育委員会 社会教育課)

学校や家庭以外で、子どもが安心して過ごすことができる、子ども食堂などの様々な居場所づくりの取組を促進するため、円滑な立上げや持続的な活動に向けた支援に取り組みます。

具体的な取組

- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する市町への助成
- ・子どもの居場所の立上げを支援するためのアドバイザー派遣による相談支援の実施
- ・子どもの居場所の運営のノウハウ共有やネットワークづくり促進のための研修会の開催
- ・子どもの居場所のニーズに応じた、ボランティアや物資、場所等を提供できる企業や団体等を登録するサポーター制度の創設
- ・子どもの居場所づくり活動の促進のため、寄附金を活用し、子どもの居場所づくりに取り組む団体への助成
- ・子どもに安全・安心な居場所を提供する放課後子供教室を実施する市町への助成
- ・居場所づくりの会場としての活用など、地域の子育て支援拠点である児童館との連携促進
- ・教育委員会と健康福祉部が協力した、放課後児童クラブと放課後子供教室との連携促進（再掲）

ウ 保護者の生活支援

(健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課)

様々な課題を抱える保護者が一層困難な状況に陥らないよう、相談支援や生活支援に取り組みます。

具体的な取組

- ・生活困窮者の状況に応じた**支援**プラン作成等の相談支援の実施
- ・ひとり親家庭に対する**ひとり親サポート**センターを中心とした相談支援の実施
- ・ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事等の生活支援の実施

エ 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

(健康福祉部 こども家庭課)

女性が安心して妊娠・出産でき、子どもが健やかに育成されるよう、困難や悩みを抱える女性の早期把握と支援のための体制づくりに取り組みます。

具体的な取組

- ・子育て世代包括支援センターを運営する市町に対する研修等の実施
- ・市町が円滑に妊娠・出産包括支援事業を実施していくための研修会の開催
- ・DV 被害等の問題を抱えた母子の母子生活支援施設への入所措置及び自立の支援（再掲）

オ 子どもの就労支援

(健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課／経済産業部 労働雇用政策課／教育委員会 高校教育課・特別支援教育課)

貧困等の様々な困難を抱える子どもに対するきめ細かな就労支援を行うほか、就職を控えた子どもを対象としたキャリア形成の支援に取り組みます。

具体的な取組

- ・生活困窮世帯の高校生世代の子どもに対する**キャリア形成支援の実施**
- ・児童養護施設等を退所した者に対する就職支度金の上乗せ支給や生活費等の貸付の実施
- ・児童養護施設等を退所後に離職した者に対する再自立に向けた支援の実施
- ・しずおかジョブステーションにおける**就職相談の実施**
- ・就職未内定の生徒が多い高等学校への就職支援教員の配置（再掲）
- ・高校生就職コーディネーターによる新規求人開拓（再掲）
- ・特別支援学校高等部生徒の就職のために**就労促進専門員を配置**
- ・特別支援学校児童生徒のための**就労に向けた ICT を取り入れた指導**

カ その他の生活支援

(くらし・環境部 住まいづくり課・公営住宅課／健康福祉部 地域福祉課・健康増進課・こども家庭課／教育委員会 健康体育課)

貧困状態にある家庭の子どもは生活習慣や食習慣に課題が見られることを踏まえ、子どもの健全やかな発育や望ましい食習慣、生活習慣の形成の観点から食育を推進します。

また、経済的理由により子育てに必要な住環境が確保できない家庭や、家計管理が困難な家庭等に対し、生活の困窮度に応じた適切な支援に取り組みます。

具体的な取組

- ・生活困窮者に対する住居確保支援や家計相談等の実施
- ・離職により住居を喪失した者又はそのおそれのある者への住居確保給付金の支給
- ・子育て世帯やひとり親世帯の県営住宅への優先入居及び民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供
- ・栄養教諭、学校栄養職員及び食育指導者向けの研修会の実施（再掲）
- ・幼児とその保護者、小学生、中学生を対象とした食育教室の開催（再掲）

2 子どもの貧困対策の充実

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援

活動指標	基準値	目標値
ひとり親サポートセンターが開拓した求人の件数（再掲）	604 件 (H30 年度)	850 件

ア 保護者に対するきめ細かな就労支援

(健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課／経済産業部 労働雇用政策課)

職に就くことだけを目的とするのではなく、雇用形態の改善に向けた支援に取り組みます。
特に非正規雇用が多いひとり親家庭の親について、安定した職を得られるよう資格取得を支援していきます。

また、直ちに就労を目指すことが困難な場合には、本格的な就労に向けた準備段階として、中間的就労の場を活用するなどきめ細かな支援に取り組みます。

具体的な取組

- ・生活困窮者等に対する就労支援員によるきめ細かな就労支援の実施
- ・直ちに一般就労を目指すことが困難な人に対する合宿型の集団生活訓練や就労訓練の実施
- ・就職等により生活保護を脱却した者に対する就労自立給付金の支給
- ・ひとり親の就職に結びつく講座の受講費用の一部給付や専門資格取得期間中の生活費相当額の給付（再掲）
- ・ひとり親サポートセンター、しずおかジョブステーション及びハローワークとの連携によるひとり親への就業相談や職業紹介、講座等の実施（再掲）

イ 育児と仕事が両立できる環境の整備

(健康福祉部 こども家庭課／経済産業部 労働雇用政策課)

ひとり親家庭において育児と仕事の両立が図られるよう、放課後児童クラブの利用を促進します。
また、生活困窮世帯やひとり親世帯の方が、育児と仕事が両立しやすい多様な働き方を選択し、安定して働き続けることができるよう、企業における職場環境の整備を支援していきます。

具体的な取組

- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する市町への助成（再掲）
- ・職場環境の見直しを支援するアドバイザーの派遣（再掲）
- ・企業における多様な働き方の情報発信（再掲）

2 子どもの貧困対策の充実

(4) 経済的支援

活動指標	基準値	目標値
養育費等に関する相談の利用者数	121 人 (H30 年度)	140 人 (毎年度)

ア 生活に困窮している世帯への経済的支援

(健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課／教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

手当の支給や福祉資金の貸付けを適切に実施するとともに、高等教育の修学支援新制度の開始を踏まえ、各種支援制度の確実な周知に努めます。

また、離婚したひとり親家庭にとって重要な養育費の確保に向けて取り組みます。

具体的な取組

- ・義務教育段階における就学援助、高等学校等における奨学給付金、特別支援学校における就学奨励費、高等教育の修学支援制度等の周知
- ・ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給
- ・ひとり親家庭の子どもの小学校入学時の学用品購入費用を補助する市町への助成
- ・母子父子寡婦福祉資金制度及び生活福祉資金制度の周知
- ・離婚の際の養育費取決めに関する普及啓発及び相談体制の充実（再掲）

イ 医療費負担への経済的支援

(健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課)

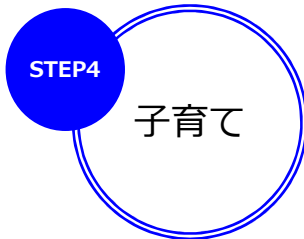
経済的に困窮している子育て家庭や、ひとり親家庭の経済的負担を軽減するための、医療費の負担軽減を実施します。

具体的な取組

- ・生活保護受給世帯に対する医療扶助の実施
- ・ひとり親家庭に対する医療費助成を実施する市町への助成
- ・18歳年度末までの子どもを対象としたこども医療費助成を実施する市町への助成（再掲）

第3 すべての子どもが大切にされる社会の実現

3 障害等のある子どもへの支援



(1) 多様な障害や疾病に応じたきめ細かな支援

(2) 特別支援教育の充実

現状と課題

- ・ 障害によって必要となる支援は様々であることから、多様な障害や疾病に応じたきめ細かな質の高い支援の提供が求められています。
- ・ 特別支援教育に対する教育的ニーズが拡大し、支援を必要とする児童生徒が増加していることから、専門性の向上と体制の強化が求められています。

目的

- ・ 障害や疾病のある人やその家族が安心して生活を送ることができるよう、様々な障害や疾病の特性に応じたきめ細かな支援体制を整備します。
- ・ 特別支援教育の指導・支援における専門性を高め、外部専門機関や地域と連携しながら推進体制を強化します。

成果指標

指標	基準値	目標値
特別な支援が必要な幼児児童生徒のうち個別の指導計画を作成している人数の割合	幼 93.6% 小 90.3% 中 89.1% 高 49.6% (H30 年度)	100%

3 障害等のある子どもへの支援

(1) 多様な障害や疾病に応じたきめ細かな支援

活動指標	基準値	目標値
重症心身障害児(者)の支援に携わる専門人材養成数	累計 544 人 (H26~30 年度)	累計 625 人 (R2~6 年度)
発達障害児者の支援に携わる専門人材養成数	—	累計 1,921 人 (R2~6 年度)

ア 重症心身障害児（者）に対する支援の充実

(健康福祉部 障害福祉課)

重症心身障害児（者）が適時・適切な医療・福祉サービスが受けられるよう、必要な支援の充実を図ります。

具体的な取組

- ・医療・看護・福祉職等に対応した研修の実施
- ・医療・福祉等の各種支援を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターの養成
- ・市町等と連携した短期入所サービスを実施する医療機関や看護職を配置した通所施設の確保

イ 発達障害のある人に対する支援の充実

(健康福祉部 障害福祉課)

発達障害者支援センターの機能の充実・強化や、発達障害のある人に対する市町や地域の支援体制を強化し、身近な地域での支援体制の充実を図るとともに、発達障害に関する医療提供体制を強化します。

具体的な取組

- ・発達障害者支援センターにおける専門的な相談支援や市町・地域の支援機能の充実に向けた支援
- ・市町における児童発達支援センターの設置の促進
- ・医療と福祉の連携ネットワークの構築
- ・かかりつけ医や支援者等を対象とした発達障害に関する専門講座や研修会の実施

ウ 聴覚障害のある人に対する支援の充実

(健康福祉部 こども家庭課・障害福祉課)

聴覚障害を早期に発見し、適切な治療や支援につなげるため、医療・保健・福祉・教育の関係団体と連携しながら、専門知識の普及や検査体制の整備を行うとともに、必要な支援の充実に図ります。

具体的な取組

- ・ 軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費用の助成
- ・ 市町が実施する補装具の給付に関する要否の判定などの専門的支援
- ・ 産婦人科医療機関等における新生児聴覚スクリーニング検査の実施（再掲）
- ・ 精密聴力検査機関や産婦人科医療機関、保育・教育機関等と連携し、難聴児やその保護者への相談や療育支援などを行う「乳幼児聴覚支援センター」の運営（再掲）

エ 疾病のある人に対する支援の充実

(健康福祉部 こども家庭課・疾病対策課)

難病や慢性的な疾病で治療や支援が必要な人に対し、小児期から成人期まで切れ目のない医療や支援が提供できる体制を整えます。

具体的な取組

- ・ 小児慢性特定疾病患者に対する医療費助成や自立支援の実施
- ・ 小児慢性特定疾病患者の小児期から成人期への円滑な医療移行を支援する「移行期医療支援センター」の運営（再掲）

3 障害等のある子どもへの支援

(2) 特別支援教育の充実

活動指標	基準値	目標値
特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合	小 97.8% 中 93.5% 高 83.6% (H30年度)	100%
居住地の小・中学校等との交流を行った特別支援学校の児童生徒数	690人 (R2年度)	1,338人
特別支援学校高等部生徒の進路選択のための実習先数	1,648箇所 (R2年度)	1,930箇所 (毎年度)

ア 個々の教育的ニーズに応じた校内支援の推進

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

すべての学校において、校長等のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを核とする校内支援体制を整備します。

また、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒が、必要な指導や支援を受けられるよう、教職員に対して専門的見地から助言を行う学校支援心理アドバイザー等、外部の専門家を配置し教育活動の充実を図ります。

具体的な取組

- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備
- ・「学校支援心理アドバイザー」の重点派遣校への配置、拠点校からの巡回派遣及び利用促進
- ・教職員を対象にした特別支援教育について学校全体の専門性を向上させる研修の実施

イ 地域における特別支援教育体制の構築

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

特別な支援が必要な子どもと地域の資源やシステムをつなぐため、特別支援学校のセンター的機能を活用し、学校間や地域の支援機関との連携を図るネットワークを構築します。

さらに、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が相互に理解を深め、地域で共に生きる共生社会の実現のため、交流及び共同学習を計画的、組織的に推進します。

具体的な取組

- ・静岡中央高等学校通信制の課程の東中西3キャンパスにおける自校通級による指導の実施
- ・希望する高等学校における専門的スキルを持った講師の派遣による巡回通級指導の実施
- ・交流籍（特別支援学校の児童生徒が居住地の学校に置く副次的な籍）を活用した交流及び共同学習の実施

ウ 特別支援学校の整備・充実

(教育委員会 教育施設課・特別支援教育課)

施設狭隘化と通学負担軽減のため、学校整備に取り組みます。

また、障害の重度・重複化や多様化に対応できる教育環境を整備するため、施設老朽化の進む特別支援学校の老朽改築に取り組みます。

具体的な取組

- ・ 静岡県立富士特別支援学校富士東分校の整備
- ・ 静岡県立御殿場特別支援学校小山分校の整備
- ・ 静岡地区新特別支援学校の整備

エ 特別な支援を必要とする児童生徒の職業教育と進路指導の充実

(教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

関係機関、地域自立支援協議会等と連携し、系統性のあるキャリア教育を推進するとともに、生徒の実態に合った職場見学や実習先が選択できるよう、地域の啓発や受入れ場所の拡大に取り組みます。

また、卒業後の自立した社会生活を目指すため、小学校（部）から中学校（部）、高等学校（部）へと段階を踏み、主体的に社会に働きかけることのできる人間性を育成します。

具体的な取組

- ・ 静岡中央高等学校におけるソーシャルスキルトレーニングを主とする講座の開催
- ・ 特別支援学校の生徒の円滑な就業を支援する各地区別就業促進協議会の開催
- ・ 特別支援学校の生徒の就労先や現場実習先を開拓する就労促進専門員の配置
- ・ 特別支援学校児童生徒のための就労に向けた ICT を取り入れた指導

幼児期の教育・保育と放課後児童クラブの需給計画

1 幼児期の教育・保育の推進

(1) 区域の設定

幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策を定める単位として、区域を設定します。(表 4.1)

区域数は、隣接市町間における幼稚園や保育所の広域利用の実態に即し、8区域とします。この区域は、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となります。なお、教育・保育施設の利用は、区域を越えた利用を妨げるものではありません。

表 4.1 区域一覧

区域名	構成市町
賀 茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
熱海伊東	熱海市、伊東市
駿東田方	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
富 士	富士宮市、富士市
静 岡	静岡市
志太榛原	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
中 東 遠	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町
西 部	浜松市、湖西市

(2) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策は、認定区分ごと、申込率の年度推移や市町が実施した利用希望調査等により定めます。

教育・保育の量の見込みは、市町子ども・子育て支援事業計画における数値を、区域ごとに集計した数値とします。(表 4.2～4.10)

提供体制の確保方策は、原則として各年度において量の見込みを充足し、保育士の確保を進めることで、待機児童が解消できるよう、各年度における提供体制の確保方策を定めます。

表4.2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策（県全域）

(単位：人)

【 県全域 】			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1号認定 3歳 就学前・ 教育のみ	量の見込み	A	39,643	37,790	35,620	33,791	32,700
	確保方策	B=C+D	61,710	60,949	60,027	58,110	57,763
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	38,100	37,848	37,662	37,149	36,868
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	23,610	23,101	22,365	20,961	20,895
	過不足 (確保方策-量の見込み)	E=B-A	22,067	23,159	24,407	24,319	25,063
2号認定 3歳 就学前・ 保育の 必要性あり	量の見込み※1	F=G+H	42,186	41,644	40,850	40,697	40,535
	教育二一ズ (幼児期の学校教育の 利用希望が強い)	G	4,358	4,265	4,178	4,262	4,276
	保育二一ズ (上記以外)	H	37,828	37,379	36,672	36,435	36,259
	確保方策	I=J+K	45,220	45,660	46,041	46,083	46,213
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	J	43,065	43,447	43,902	43,882	43,946
	認可外保育施設※2	K	2,155	2,213	2,139	2,201	2,267
過不足 (確保方策-量の見込み)	L=I-F	3,034	4,016	5,191	5,386	5,678	
3号認定 0歳 2歳 保育の 必要性あり	量の見込み	M	33,017	32,864	32,819	32,589	32,260
	確保方策	N=O+P+Q	35,088	35,780	36,293	36,451	36,621
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	O	28,865	29,161	29,432	29,380	29,404
	特定地域型 保育事業所	P	4,704	5,137	5,419	5,672	5,823
	認可外保育施設※2	Q	1,519	1,482	1,442	1,399	1,394
過不足 (確保方策-量の見込み)	R=N-M	2,071	2,916	3,474	3,862	4,361	

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用する場合がある

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表 4.3 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策（賀茂区域）

(単位：人)

【 賀茂区域 】			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町							
1号認定 3歳 就学前・教育のみ	量の見込み	A	250	222	207	190	178
	確保方策	B=C+D	1,006	1,006	952	751	724
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	1,006	1,006	952	751	724
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	0	0	0	0	0
	過不足 (確保方策 - 量の見込み)	E=B-A	756	784	745	561	546
2号認定 3歳 就学前・保育の 必要性あり	量の見込み	F=G+H	571	524	504	506	486
	教育ニーズ※1	G	56	48	49	52	55
	保育ニーズ (上記以外)	H	515	476	455	454	431
	確保方策	I=J+K	705	705	681	678	656
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	J	675	675	651	648	626
	認可外保育施設※2	K	30	30	30	30	30
過不足 (確保方策 - 量の見込み)	L=I-F	134	181	177	172	170	
3号認定 0歳 2歳 保育の 必要性あり	量の見込み	M	270	261	251	228	219
	確保方策	N=O+P+Q	409	409	397	391	389
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	O	351	351	339	333	331
	特定地域型 保育事業所	P	48	48	48	48	48
	認可外保育施設※2	Q	10	10	10	10	10
	過不足 (確保方策 - 量の見込み)	R=N-M	139	148	146	163	170

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者（認定こども園等の利用）

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表4.4 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策（熱海伊東区域）

(単位：人)

【 熱海伊東区域 】 熱海市、伊東市			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1号認定 3歳～就学前・教育のみ	量の見込み	A	634	623	586	426	387
	確保方策	B=C+D	1,087	1,019	1,019	879	879
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	1,087	1,019	1,019	879	879
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	0	0	0	0	0
	過不足 (確保方策 - 量の見込み)	E=B-A	453	396	433	453	492
2号認定 3歳～就学前・保育の必要性あり	量の見込み	F=G+H	782	750	740	705	691
	教育ニーズ※1	G	30	28	27	27	27
	保育ニーズ (上記以外)	H	752	722	713	678	664
	確保方策	I=J+K	835	835	835	835	835
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	J	835	835	835	835	835
	認可外保育施設※2	K	0	0	0	0	0
過不足 (確保方策 - 量の見込み)	L=I-F	53	85	95	130	144	
3号認定 0～2歳保育の必要性あり	量の見込み	M	597	583	569	563	526
	確保方策	N=O+P+Q	642	642	642	640	636
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	O	562	562	562	562	562
	特定地域型 保育事業所	P	74	74	74	74	74
	認可外保育施設※2	Q	6	6	6	4	0
過不足 (確保方策 - 量の見込み)	R=N-M	45	59	73	77	110	

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者（認定こども園等の利用）

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表4.5 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策（駿東田方区域）

(単位：人)

【 駿東田方区域 】			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市 函南町、清水町、長泉町、小山町							
1号認定 3歳 就学前・教育のみ	量の見込み	A	6,671	6,345	5,992	6,035	5,909
	確保方策	B=C+D	11,566	11,572	11,572	11,142	11,152
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	9,061	9,067	9,067	8,932	8,952
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	2,505	2,505	2,505	2,210	2,200
	過不足 (確保方策 - 量の見込み)	E=B-A	4,895	5,227	5,580	5,107	5,243
2号認定 3歳 就学前・保育の 必要性あり	量の見込み	F=G+H	7,601	7,440	7,241	7,280	7,243
	教育ニーズ※1	G	129	123	117	228	221
	保育ニーズ (上記以外)	H	7,472	7,317	7,124	7,052	7,022
	確保方策	I=J+K	7,955	8,027	8,055	8,196	8,197
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	J	7,688	7,761	7,790	7,861	7,852
	認可外保育施設※2	K	267	266	265	335	345
過不足 (確保方策 - 量の見込み)	L=I-F	354	587	814	916	954	
3号認定 0歳 2歳 保育の 必要性あり	量の見込み	M	5,245	5,195	5,158	5,290	5,199
	確保方策	N=O+P+Q	5,745	5,808	5,839	5,976	5,957
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	O	4,890	4,950	4,981	5,044	5,043
	特定地域型 保育事業所	P	631	650	650	730	712
	認可外保育施設※2	Q	224	208	208	202	202
過不足 (確保方策 - 量の見込み)	R=N-M	500	613	681	686	758	

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者（認定こども園等の利用）

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表4.6 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策（富士区域）

(単位：人)

【 富士区域 】 富士宮市、富士市			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1号認定 3歳 就学前・教育のみ	量の見込み	A	4,526	4,415	4,178	4,107	4,059
	確保方策	B=C+D	6,573	6,559	6,373	6,373	6,280
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	3,273	3,429	3,243	3,243	3,150
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	3,300	3,130	3,130	3,130	3,130
	過不足 (確保方策 - 量の見込み)	E=B-A	2,047	2,144	2,195	2,266	2,221
2号認定 3歳 就学前・保育の 必要性あり	量の見込み	F=G+H	4,144	4,018	3,871	3,778	3,743
	教育ニーズ※1	G	0	0	0	0	0
	保育ニーズ (上記以外)	H	4,144	4,018	3,871	3,778	3,743
	確保方策	I=J+K	4,777	4,831	4,831	4,831	4,831
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	J	4,777	4,831	4,831	4,831	4,831
	認可外保育施設※2	K	0	0	0	0	0
過不足 (確保方策 - 量の見込み)	L=I-F	633	813	960	1,053	1,088	
3号認定 0歳 2歳 保育の 必要性あり	量の見込み	M	2,880	2,867	2,841	2,784	2,728
	確保方策	N= O+P+Q	3,173	3,209	3,209	3,209	3,209
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	O	2,432	2,468	2,468	2,468	2,468
	特定地域型 保育事業所	P	438	438	438	438	438
	認可外保育施設※2	Q	303	303	303	303	303
	過不足 (確保方策 - 量の見込み)	R=N-M	293	342	368	425	481

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者（認定こども園等の利用）

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表4.7 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策（静岡区域）

(単位：人)

【 静岡区域 】 静岡市			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1号認定 3歳 就学前・教育のみ	量の見込み	A	6,553	5,984	5,345	4,833	4,370
	確保方策	B=C+D	8,079	8,020	8,069	8,033	7,977
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	4,552	4,552	4,737	4,737	4,737
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	3,527	3,468	3,332	3,296	3,240
	過不足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	1,526	2,036	2,724	3,200	3,607
2号認定 3歳 就学前・保育の 必要性あり	量の見込み	F=G+H	8,492	8,643	8,634	8,734	8,892
	教育ニーズ※1	G	1,219	1,240	1,239	1,255	1,276
	保育ニーズ (上記以外)	H	7,273	7,403	7,395	7,479	7,616
	確保方策	I=J+K	9,150	9,209	9,219	9,150	9,209
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	J	9,019	9,019	9,057	9,057	9,057
	認可外保育施設※2	K	131	190	162	198	254
過不足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	658	566	585	416	317	
3号認定 0歳 2歳 保育の 必要性あり	量の見込み	M	6,724	6,681	6,765	6,782	6,816
	確保方策	N=O+P+Q	7,054	7,054	7,069	7,069	7,069
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	O	5,833	5,833	5,866	5,866	5,866
	特定地域型 保育事業所	P	1,025	1,025	1,007	1,007	1,007
	認可外保育施設※2	Q	196	196	196	196	196
過不足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	330	373	304	287	253	

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者（認定こども園等の利用）

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表4.8 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策（志太棒原区域）

(単位：人)

【 志太棒原区域 】 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1号認定 3歳 就学前・教育のみ	量の見込み	A	5,366	5,221	4,992	4,625	4,571
	確保方策	B=C+D	9,306	9,212	8,788	8,286	8,286
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	3,443	3,539	3,715	4,286	4,286
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	5,863	5,673	5,073	4,000	4,000
	過不足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	3,940	3,991	3,796	3,661	3,715
2号認定 3歳 就学前・保育の 必要性あり	量の見込み	F=G+H	4,390	4,264	4,128	3,939	3,836
	教育ニーズ※1	G	6	4	4	4	34
	保育ニーズ (上記以外)	H	4,384	4,260	4,124	3,935	3,802
	確保方策	I=J+K	5,002	5,062	5,206	5,033	5,024
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	J	4,714	4,774	4,918	4,789	4,780
	認可外保育施設※2	K	288	288	288	244	244
過不足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	612	798	1,078	1,094	1,188	
3号認定 0歳 2歳 保育の 必要性あり	量の見込み	M	3,712	3,698	3,657	3,586	3,530
	確保方策	N=O+P+Q	4,388	4,418	4,478	4,397	4,409
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	O	3,195	3,225	3,285	3,205	3,217
	特定地域型 保育事業所	P	998	998	998	1,034	1,034
	認可外保育施設※2	Q	195	195	195	158	158
過不足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	676	720	821	811	879	

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者（認定こども園等の利用）

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表4.9 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策（中東遠区域）

(単位：人)

【 中東遠区域 】			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町							
1号認定 3歳 就学前・教育のみ	量の見込み	A	5,852	5,549	5,207	4,724	4,497
	確保方策	B=C+D	9,928	9,551	9,229	8,870	8,688
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	9,338	8,961	8,639	8,280	8,098
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	590	590	590	590	590
	過不足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	4,076	4,002	4,022	4,146	4,191
2号認定 3歳 就学前・保育の 必要性あり	量の見込み	F=G+H	6,049	6,192	6,223	6,362	6,372
	教育ニーズ※1	G	290	280	275	275	270
	保育ニーズ (上記以外)	H	5,759	5,912	5,948	6,087	6,102
	確保方策	I=J+K	6,587	6,788	6,966	7,027	7,129
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	J	5,418	5,619	5,842	5,903	6,005
	認可外保育施設※2	K	1,169	1,169	1,124	1,124	1,124
過不足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	538	596	743	665	757	
3号認定 0歳 2歳 保育の 必要性あり	量の見込み	M	4,825	4,908	5,044	5,028	5,059
	確保方策	N=O+P+Q	4,912	5,164	5,256	5,273	5,302
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	O	3,831	3,981	4,113	4,143	4,154
	特定地域型 保育事業所	P	704	827	827	812	831
	認可外保育施設※2	Q	377	356	316	318	317
過不足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	87	256	212	245	243	

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者（認定こども園等の利用）

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表 4.10 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策（西部区域）

(単位：人)

【 西部区域 】 浜松市、湖西市			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1号認定 3歳 就学前・教育のみ	量の見込み	A	9,791	9,431	9,113	8,851	8,729
	確保方策	B=C+D	14,165	14,010	14,025	13,776	13,777
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	6,340	6,275	6,290	6,041	6,042
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	7,825	7,735	7,735	7,735	7,735
	過不足 (確保方策 - 量の見込み)	E=B-A	4,374	4,579	4,912	4,925	5,048
2号認定 3歳 就学前・保育の 必要性あり	量の見込み	F=G+H	10,157	9,813	9,509	9,393	9,272
	教育ニーズ※1	G	2,628	2,542	2,467	2,421	2,393
	保育ニーズ (上記以外)	H	7,529	7,271	7,042	6,972	6,879
	確保方策	I=J+K	10,209	10,203	10,248	10,228	10,230
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	J	9,939	9,933	9,978	9,958	9,960
	認可外保育施設※2	K	270	270	270	270	270
過不足 (確保方策 - 量の見込み)	L=I-F	52	390	739	835	958	
3号認定 0歳 2歳 保育の 必要性あり	量の見込み	M	8,764	8,671	8,534	8,328	8,183
	確保方策	N=O+P+Q	8,765	9,076	9,403	9,496	9,650
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	O	7,771	7,791	7,818	7,759	7,763
	特定地域型 保育事業所	P	786	1,077	1,377	1,529	1,679
	認可外保育施設※2	Q	208	208	208	208	208
	過不足 (確保方策 - 量の見込み)	R=N-M	1	405	869	1,168	1,467

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者（認定こども園等の利用）

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

(3) 県の認可・認定に関する需給調整の考え方

ア 基本的な考え方

申請をした認定こども園や保育所が適格性、認可基準を満たす場合は認可・認定します。

ただし、当該認定こども園や保育所が所在する区域における教育・保育施設の利用定員の総数(確認を受けない幼稚園の定員を含む)が、本計画で定める量の見込み(必要な利用定員の総数)に既に達しているか、認可・認定によってこれを超えることになるか、認められる場合には、需給調整します。

イ 認定こども園に移行する場合の需給調整

既存の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、認可・認定基準を満たす限り、利用定員の総数が量の見込みを上回る場合にも、原則として認可・認定し、移行を促進します。

なお、需給調整により認可・認定できないことがないよう量の見込みに「県計画で定める数」を上乗せできますが、具体的な数値は定めず、認定こども園への移行を促進します。

(4) 幼児期の教育・保育の一体的提供

ア 認定こども園の普及

認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況とそその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れる施設であることを踏まえ、目標設置数を定めます。(表 4.11)

表 4.11 認定こども園の目標設置数

(単位：箇所)

区 域		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
賀 茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	6	6	6	6	6
熱海伊東	熱海市、伊東市	1	2	2	3	3
駿東田方	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町	39	40	41	49	51
富 士	富士宮市、富士市	23	24	24	28	28
静 岡	静岡市	104	104	106	106	106
志太榛原	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	23	24	26	25	27
中 東 遠	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町	40	45	48	52	52
西 部	浜松市、湖西市	71	73	74	80	81
合 計		307	318	327	349	354

イ 乳幼児期的人格形成に向けた質の高い教育・保育の提供

乳幼児期は、人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、すべての就学前の児童に対し、幼稚園教諭や保育士等による質の高い教育・保育を十分に提供できる環境が必要です。

このため、子どもの達成感を重視した生活や遊びを支援するための知識・技術を高める幼児教育センター主催研修のほか、幼小の接続や人材育成の取組を情報共有する市町幼児教育担当者連絡会等を実施します。

ウ 教育・保育施設や地域型保育事業を行う者の相互の連携

小規模保育事業等の地域型保育事業は、原則、満3歳未満の児童を対象に、少人数で保育を行います。

このため、満3歳以降の利用先となる認定こども園や保育所等との連携が円滑に行われるよう、施設確保の必要性や、連携施設がない場合に給付費が減額となることを、市町に対して周知します。

エ 施設等利用給付の円滑な実施の確保に向けた必要な市町との連携

市町による子育てのための施設等利用給付が円滑に行われるよう、次のとおり連携します。

- ・市町が行う特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示に対する県による施設等の情報提供
- ・法に基づく、市町の指導等の事務執行や権限行使に際し、県と市町間での施設情報の共有のほか、県と市町による合同の立入調査や関係法令に基づく是正指導
- ・市町相互や市町と県との間で、預かり保育や認可外保育施設等の基本的な情報の共有

(5) 特定教育・保育と特定地域型保育の従事者数

確保方策をもとに、子どもの年齢別における実際の職員配置割合により、保育従事者の必要見込数を算定します。(表 4.12)

表 4.12 特定教育・保育と特定地域型保育の必要見込み従事者数

(単位：人)

【県全域】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保 育 教 諭 〈幼保連携型認定こども園〉	5,494	5,580	5,638	6,507	6,520
保 育 士 〈 保 育 所 等 〉	9,296	9,468	9,597	9,523	9,556
幼 稚 園 教 諭 〈幼稚園、幼稚園型認定こども園〉	2,634	2,511	2,367	2,269	2,200
保 育 従 事 者 〈小規模保育事業B型〉	27	33	33	33	33
家 庭 的 保 育 者 〈 家 庭 的 保 育 事 業 〉	60	60	60	60	60
家 庭 的 保 育 補 助 者 〈 家 庭 的 保 育 事 業 〉	23	23	23	23	23

(6) 教育・保育情報の公表

教育・保育を提供する施設等の情報を公表することは、施設・事業の透明性を高めていくために必要です。

また、小学校就学前の子どもを持つ保護者が、教育・保育を子どもに受けさせる機会を確保するためにも施設等の情報は必要です。

このため、開所時間や利用定員、設備など施設等から報告された内容を、県ホームページで公表します。

2 放課後児童対策の推進

(1) 放課後児童クラブの量の見込みと確保方策

放課後児童クラブの量の見込みと提供体制の確保方策は、申込率の年度推移や市町が実施した利用希望調査等により定めます。

提供体制の確保方策は、国の「新・放課後子ども総合プラン」に則り、量の見込みを充足し、放課後児童支援員の確保を進めることで、待機児童が解消できるよう、各年度における提供体制の確保方策を定めます。(表 4.13)

表 4.13 放課後児童クラブの量の見込みと提供体制の確保方策

(単位：人)

【 県全域 】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量 の 見 込 み	A=B~G	36,768	37,154	37,322	37,598	37,521
小学校 1 年 生	B	11,439	11,549	11,592	11,666	11,520
小学校 2 年 生	C	10,211	10,289	10,351	10,461	10,429
小学校 3 年 生	D	7,982	8,039	8,053	8,090	8,103
小学校 4 年 生	E	4,573	4,633	4,670	4,639	4,653
小学校 5 年 生	F	1,841	1,869	1,870	1,938	1,970
小学校 6 年 生	G	722	775	786	804	846
確 保 方 策	H	37,617	39,093	40,123	40,819	41,401
過 不 足 (確保方策 - 量の見込み)	I=H-A	849	1,939	2,801	3,221	3,880

(2) 放課後子供教室との一体型の推進

放課後等を、放課後児童クラブや放課後子供教室で安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができることが求められています。

放課後児童クラブは、共働き家庭等の児童に日々の生活や遊びの場を常時提供し、放課後子供教室は、全ての児童を対象に学習や体験活動の場を随時提供するものです。

放課後児童クラブを生活の場とする児童が、放課後子供教室の学習や体験活動に参加できるように「学校・家庭・地域連携推進委員会」において、現状を把握し両事業の連携方策の検討を行い一体的な又は連携した実施に取り組んでいきます。

なお、実施に当たっては、地域学校協働活動の実施計画と「新・放課後子ども総合プラン」の事業計画との整合をとり、進めていきます。

(3) 放課後児童クラブの従事者数

放課後児童支援員と補助員を合わせた必要見込数を算出します。(表 4.14)

表 4.14 放課後児童クラブの必要見込み従事者数

(単位：人)

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
放課後児童支援員等	3,972	4,137	4,258	4,354	4,414

施策の柱	数値目標名 (出典、調査機関等)	基準値	目標値		
第1 結婚や出産の希望がかなえられる社会の実現	1	「キャリア・パスポート」を活用して指導した学校の割合 (県教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	—	100% (毎年度)	
		「しずおかジョブステーション」登録者の進路決定率 (労働雇用政策課調査)	42.2% (H30 年度)	42.2% (毎年度)	
		結婚支援施策に取り組む市町数 (こども未来課調査)	26 市町 (H30 年度)	全市町	
	(1)	インターンシップを実施した高等学校の割合 (文部科学省「インターンシップの実施状況等調査」)	84.0% (H30 年度)	100% (毎年度)	
	(2)	静岡 U・I ターン就職サポートセンター利用者の県内企業内定者数 (学生) (労働雇用政策課調査)	164 人 (R3 年度)	247 人	
		静岡 U・I ターン就職サポートセンター利用者の県内企業内定者数 (社会人) (労働雇用政策課調査)	91 人 (R3 年度)	90 人 (毎年度)	
	(3)	ふじのくに出会いサポートセンターにおける会員登録者数 (こども未来課調査)	—	2,250 人	
		ふじのくに出会いサポートセンターにおける成婚件数 (こども未来課調査)	—	45 件	
	2	産後、助産師からの指導・ケアを十分に受けることができた人の割合 (こども家庭課調査)	91.4% (R1 年度)	100%	
		4歳以下の乳幼児 10万人当たりの死亡数 (厚生労働省「人口動態統計」)	48.5 人 (H30 年)	45 人以下 (毎年度)	
		(1)	医療従事者向け母子保健研修受講者数 (こども家庭課調査)	399 人 (R2 年度)	400 人 (毎年度)
		(2)	母体救命講習会の受講者数 (地域医療課調査)	累計 332 人 (R2 年度)	累計 474 人 (R5 年度)
			産婦健康診査受診率 (こども家庭課調査)	83.6% (R2 年度)	100%
新生児聴覚スクリーニング検査受検率 (こども家庭課調査)			96.4% (R2 年度)	100% (毎年度)	
(3)	栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児・児童・生徒の割合 (県教育委員会「朝食摂取状況調査」)	幼児 38.1% 小6 50.5% 中2 46.2% 高2 44.7% (R1 年度)	幼児 50% 小6 55% 中2 50% 高2 50%		
第2 安心して子どもを産み育てられる社会の実現	1	男性の育児休業取得率 (労働雇用政策課「雇用管理状況調査」)	9.2% (R2 年度)	25.8%	
		固定的性別役割分担意識にとらわれない男性の割合 (男女共同参画課「男女共同参画に関する県民意識調査」)	66.9% (R3 年度)	75%	
	(1)	静岡県次世代育成支援企業認証の認証企業数 (こども未来課調査)	128 社 (R3 年度)	228 社	
		子育てに優しい職場環境づくりの講座参加者数 (こども未来課調査)	230 人 (H30 年度)	400 人 (毎年度)	
		仕事と子育て (介護) の両立支援・職場環境づくりに取り組んでいる企業の割合 (労働雇用政策課調査)	90.0% (R1 年度)	95% (毎年度)	
		次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定中小企業数 (厚生労働省発表)	1,987 社 (H30 年度)	2,600 社	
	(2)	子育てに優しい職場環境づくりの講座参加者数 (再掲) (こども未来課調査)	230 人 (H30 年度)	400 人 (毎年度)	

施策の柱		数値目標名 (出典、調査機関等)	基準値	目標値	
第2 安心して子どもを育てることができる社会の実現	2	ふじさんっこ応援隊参加団体数 (こども未来課調査)	1,591 団体 (H30 年度)	5,500 団体	
		(1)	ふじさんっこ応援キャンペーンの子育て応援イベント実施団体数 (こども未来課調査)	37 団体 (R1 年度)	100 団体
			しずおか子育て優待カード事業協賛店舗数 (こども未来課調査)	7,041 店舗 (R1 年度)	8,200 店舗
		(2)	少子化対策や子育て支援策についての市町との意見交換回数 (こども未来課調査)	42 回 (R3 年度)	50 回 (毎年度)
			子育て未来マイスターが在籍している地域子育て支援拠点の割合 (こども未来課調査)	45.7% (R1 年度)	100%
	3	保育所等待機児童数 (厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」)	212 人 (H30 年度)	0 人 (毎年度)	
		放課後児童クラブ待機児童数 (厚生労働省「放課後児童クラブ実施状況調査」)	1,108 人 (H30 年度)	0 人	
		(1)	公的保育サービス受入児童数 (こども未来課調査)	—	72,795 人
			認定こども園の設置数 (こども未来課調査)	307 箇所 (R2 年度)	354 箇所
			放課後児童クラブ受入児童数 (厚生労働省「放課後児童クラブ実施状況調査」)	32,648 人 (R1 年度)	41,401 人
		(2)	しずおか保育士・保育所支援センターによる就職率 (こども未来課調査)	8.4% (R2 年度)	11.28%
			キャリアアップの仕組みを導入している民間保育所・認定こども園の割合 (こども未来課調査)	93.6% (R2 年度)	98.7%
			保育士等キャリアアップ研修修了者延べ人数 (こども未来課調査)	累計 2,811 人 (H30 年度まで)	累計 21,000 人
			全クラスに放課後児童支援員を2人以上配置している放課後児童クラブの割合 (厚生労働省「放課後児童クラブ実施状況調査」)	70.3% (R1 年度)	100%
			延長保育実施箇所数 (厚生労働省「延長保育等の実施状況調査」)	658 箇所 (H30 年度)	750 箇所
	4	幼児教育アドバイザー等配置市町数 (教育委員会調査)	30 市町 (R3 年度)	34 市町	
		全国規模の学力調査(国・数・理・英)で全国平均を上回る科目の割合 (注) 理科及び英語(中のみ)は3年に1回 (文部科学省「全国学力・学習状況調査」)	小 0% 中 100% (R3 年度)	100% (毎年度)	
		(1)	教育活動の円滑な接続に向けて小学校と連携を実施した幼稚園等の割合 (教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	100% (H30 年度)	100% (毎年度)

施策の柱		数値目標名 (出典、調査機関等)	基準値	目標値
第2 安心して子どもを育てることができる社会の実現	(2)	学校の授業以外で1日当たり1時間以上勉強している児童生徒の割合 (文部科学省「全国学力・学習状況調査」)	小 66.5% 中 79.2% (R3年度)	小 73.1% 中 79.8%
		特色化教育実施校比率 (私立高) (私学振興課調査)	—	100%
	(3)	小中学校における地域学校協働本部の整備率 (教育委員会社会教育課調査)	63% (R2年度)	80%
	5	地域で行われた防災訓練への児童生徒参加率 (教育委員会健康体育課「学校防災に関する実態調査」)	—	93%
		防犯まちづくり講座受講者数 (くらし交通安全課調査)	197人 (R2年度)	210人 (毎年度)
	(1)	防犯まちづくりニュース発行回数 (くらし交通安全課調査)	24回 (R2年度)	24回 (毎年度)
		子どもの防犯教室を実施している小学校数 (くらし交通安全課調査)	507校 (R1年度見込み)	全校
		交通事故犠牲者のパネル展示会等の開催回数 (くらし交通安全課調査)	12回 (H30年度)	12回 (毎年度)
	(2)	通学路合同点検に基づく交通安全対策実施率 (箇所数) (道路整備課調査)	77.2% (265箇所) (R2年度)	95% (327箇所) (R6年度)
	第3 すべての子どもが大切にされる社会の実現	1	虐待による死亡児童数 (こども家庭課調査)	0人 (R2年度)
児童養護施設等の児童の大学等進学率 (厚生労働省調査「社会的養護の現況に関する調査」)			50.0% (H30年度)	73.8%
ひとり親サポートセンターによる就職率 (こども家庭課調査)			39.8% (R2年度)	55%
外国人児童生徒等に対して、必要な支援が実現できている学校の割合 (教育委員会教育政策課「学校対象調査」)			小 90.6% 中 91.3% 高 89.5% 特 100% (R2年度)	100% (毎年度)
(1)		児童虐待防止の普及啓発活動参加者数 (こども家庭課調査)	平均 392人 (H26~R1年度) (R1年度 500人)	400人 (毎年度)
		子ども家庭総合支援拠点設置市町数 (こども家庭課調査)	10市町 (R1年度)	全市町
(2)		施設で暮らす子どもの大学等修学支援事業利用者数 (こども家庭課調査)	14人 (H30年度)	22人
		里親登録者数 (こども家庭課調査)	347組 (R2年度)	376組
(3)		ひとり親サポートセンターが開拓した求人の件数 (こども家庭課調査)	604件 (H30年度)	850件

施策の柱		数値目標名 (出典、調査機関等)	基準値	目標値	
第3 すべての子どもが大切にされる社会の実現	(4)	就学状況等調査・就学案内実施市町数 (文部科学省・教育委員会義務教育課・多文化共生課調査)	全市町 (H30年度)	全市町 (毎年度)	
	2	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 (厚生労働省「就労支援等の状況調査」)	88.5% (R2年度)	92.3%	
		子どもの居場所の数 (地域福祉課・こども家庭課・教育委員会社会教育課調査)	377箇所 (R2年度)	502箇所	
		ひとり親サポートセンターによる就職率(再掲) (こども家庭課調査)	39.8% (R2年度)	55%	
		養育費の取決めをした人の割合 (法務局調査)	65.8% (R2年度)	70%	
	(1)	スクールソーシャルワーカー配置人数 (教育委員会義務教育課調査)	45人 (R3年度)	57人	
		生活困窮世帯等の学習支援事業参加者数 (地域福祉課調査)	896人 (R2年度)	900人 (毎年度)	
		(2)	子どもの居場所づくりセミナー参加者数 (こども家庭課調査)	70人 (R2年度)	150人 (毎年度)
			ひとり親サポートセンターが開拓した求人の件数(再掲) (こども家庭課調査)	604件 (H30年度)	850件
		(4)	養育費等に関する相談の利用者数 (こども家庭課調査)	121人 (H30年度)	140人 (毎年度)
		3	特別な支援が必要な幼児児童生徒のうち個別の指導計画を作成している人数の割合 (文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」)	幼 93.6% 小 90.3% 中 89.1% 高 49.6% (H30年度)	100%
	(1)		重症心身障害児(者)の支援に携わる専門人材養成数 (障害福祉課調査)	累計 544人 (H26~30年度)	累計 625人 (R2~6年度)
			発達障害児者の支援に携わる専門人材養成数 (障害福祉課調査)	—	累計 1,921人 (R2~6年度)
	(2)		特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合 (教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	小 97.8% 中 93.5% 高 83.6% (H30年度)	100%
			居住地域の小・中学校等との交流を行った特別支援学校の児童生徒数 (教育委員会特別支援教育課調査)	690人 (R2年度)	1,338人
			特別支援学校高等部生徒の進路選択のための実習先数 (教育委員会特別支援教育課調査)	1,648箇所 (R2年度)	1,930箇所 (毎年度)